

文教福祉委員会

令和6年9月30日

1 議案審査

- (1) 議案第40号 千代田区立富士見わんぱくひろば条例を廃止する条例 【資料】
- (2) 議案第41号 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例 【資料】

2 報告事項

【子ども部】

- (1) 令和6年度「おがちよ教育交流事業」の実施報告について 【資料】
- (2) 千代田区の子どもたちのための就学前プログラム改訂について 【資料】
- (3) 令和7年度 区立幼稚園・幼保一体施設・こども園の入園申込みについて 【資料】
- (4) 「児童手当」「児童扶養手当」の拡充について 【資料】

【保健福祉部】

- (1) 指定管理者施設に関するモニタリングについて 【資料】
- (2) (仮称) 神田錦町三丁目施設整備住民説明会について 【資料】
- (3) 官学連携した認知症にやさしい地域づくりの実践 【資料】
- (4) 国の出産・子育て応援交付金の法制度化について 【資料】

3 その他

千代田区立富士見わんぱくひろば条例を廃止する条例について

1 廃止等の理由について

富士見わんぱくひろばは、平成 22 年 4 月の P F I 手法による富士見みらい館開設に伴い、指定管理者（アンファン富士見株式会社）による公設民営施設として児童健全育成機能（児童館的事業、学童クラブ事業及び拡大型一時預かり保育事業等）を実施してきた。

P F I 契約及び指定管理の期間が令和 6 年度末までとなっていることから、令和 7 年度以降の運営方法について庁内で検討を行った結果、引き続き民間のノウハウを活用し、運営の柔軟性や継続性等の観点から民設民営方式とすることとした。

民設民営方式による運営にあたっては、施設を事業者に貸し付けるため普通財産とする必要があることから、千代田区立富士見わんぱくひろば条例を廃止するとともに必要な規定整備を行う。

2 内容

- (1) 千代田区立富士見わんぱくひろば条例の廃止
- (2) 学童クラブ条例の一部改正（富士見わんぱくひろばに係る部分を削除）
- (3) 施行期日は令和 7 年 4 月 1 日
- (4) 経過措置

千代田区立富士見わんぱくひろば条例を廃止する条例（以下「条例」という。）の施行前に、この条例による廃止前の千代田区立富士見わんぱくひろば条例（以下「廃止前の条例」という。）第 8 条第 1 項の規定により利用の承認を受けた者に係る廃止前の条例第 12 条に規定する利用料金の還付については、なお従前の例による。

この条例の施行前に行われた行為に関する廃止前の条例第 17 条に規定する損害の賠償については、なお従前の例による。

3 今後の取組み予定

- (1) 学童クラブ事業の拡充
 - ・ 現行の富士見わんぱくひろば学童クラブ第 1 及び第 2（定員 110 人）に加え、新たに旧九段中学校敷地内にある旧お茶の水幼稚園の建物を改修し、学童クラブ（定員 40 名程度）を令和 7 年 4 月 1 日に開設予定

- ・ 使用できる期間は現時点では令和7年度～令和8年度の2年間。令和9年度以降についてはニーズ等を踏まえ対応を検討

(2) 今後の予定

- ・ 令和6年第3回区議会定例会：千代田区立富士見わんぱくひろば条例廃止の議案を提出
- ・ 令和6年10月～11月：運営事業者公募等の手続きを実施
- ・ 令和6年12月頃～令和7年3月：事業者決定後、次年度に向けた準備を実施

4 参考資料

- ・ 千代田区立富士見わんぱくひろば条例（別添1）
- ・ 千代田区学童クラブ条例新旧対照表（別添2）
- ・ 区内の児童館・学童クラブ一覧（別添3）

千代田区立富士見わんぱくひろば条例（平成21年12月7日条例第33号）

最終改正:平成28年3月17日条例第11号

改正内容:平成28年3月17日条例第11号

○千代田区立富士見わんぱくひろば条例

平成21年12月7日条例第33号

改正

平成28年3月17日条例第11号

千代田区立富士見わんぱくひろば条例

（目的）

第1条 この条例は、千代田区立富士見わんぱくひろば（以下「ひろば」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定め、もって児童の健全育成を図ることを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するため、ひろばを次のとおり設置する。

名称	位置
千代田区立富士見わんぱくひろば	東京都千代田区富士見一丁目10番3号

（事業）

第3条 ひろばは、次に掲げる事業を行う。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する目的を達成するために行う、次に掲げる事業（以下「児童館的事业」という。）

ア ひろばの施設及び図書、遊具その他の設備の利用による児童の福祉の増進に関すること。

イ 児童の遊びの指導、健康の増進、豊かな情操の醸成その他の児童の心身の健全な育成指導に関すること。

ウ こども会、母親クラブ等の地域活動の支援に関すること。

エ 児童福祉の行事に関すること。

オ 児童の体力増進に関すること。

カ その他千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業

(2) 保護者の就労等により家庭において適切な保護が受けられない児童に遊びと生活の場を提供するために行う、次に掲げる事業（以下「児童クラブ事業」という。）

ア 遊びと生活の場の提供

イ 遊びを通じた集団活動及び生活習慣の指導

ウ 児童の活動状況の把握及び家庭との連絡

エ その他区長が必要と認める事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、ひろばの目的達成のために必要な事業

（指定管理者による管理）

第4条 ひろばの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者の指定の手続については、千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年千代田区条例第23号）の定めるところによる。

（管理業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条の事業の実施に関する業務

(2) ひろばの施設及びその設備の保守及び維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、ひろばの管理運営に関し区長が必要と認める業務

（利用時間等）

第6条 ひろばの利用時間及び休業日は、指定管理者が区長の承認を得て定める。

（利用できる者）

第7条 児童館的事业を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 千代田区（以下「区」という。）内に住所を有し、又は区内に在学し、若しくは在園する18歳未満の児童及びその保護者

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める者

2 児童クラブ事業を利用できる者は、保護者の就労、疾病等の理由により、家庭において適切な保護が受けられない児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 区内に住所を有し、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する児童

(2) 区内の小学校に在学する児童

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める者

（利用手続）

第8条 ひろばの事業を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に利用の申込みを行い、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の申込みがあったときは、当該申込みを行った者の状況について、必要に応じ審査を行い、利用の可否を決定するものとする。

3 指定管理者は第1項の承認（以下「利用承認」という。）に際し、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用の不承認)

第9条 指定管理者は、前条第1項の申込みがあった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないことができる。

- (1) 利用者(前条第1項の規定により利用承認を受けた者をいう。以下同じ。)が千代田区規則(以下「規則」という。)で定める定員に達しているとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) ひろばの管理上支障があると認められるとき。

(利用料金)

第10条 児童館的事業の利用料金は、無料とする。

2 学童クラブ事業の利用料金は、児童1人につき月額4,000円を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、前項の利用料金を自らの収入として徴収するものとする。

4 指定管理者は、第2項の利用料金のほか、実費相当額の負担を求めることができる。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の利用料金の額を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第12条 利用者が学童クラブ事業を利用しなくなり、又は利用できなくなったときは、既納の利用料金は還付する。ただし、指定管理者は、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付しないことができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、その利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(変更制限)

第14条 利用者は、ひろばの利用に際してこれに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、利用承認の内容若しくは利用承認に付した条件を変更し、又は利用を中止させ、停止させ、若しくは制限することができる。

- (1) 利用者の利用が公の秩序又は善良の風俗を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 利用者の利用が管理上の支障を生じさせ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 利用者が承認された内容と異なる利用を行い、又は利用承認に付された条件を遵守しなかったとき。
- (4) 利用者の利用がこの条例若しくは規則に違反し、又は利用者が指定管理者の指示に従わないとき。
- (5) 利用者が偽りの内容により申込みを行う等不正な手段により利用承認を受けたとき。
- (6) 災害その他の事故により、ひろばの利用ができなくなったとき。
- (7) 公益上必要があると認められるとき。

2 前項の規定により利用承認を取り消し、利用承認の内容若しくは利用承認に付した条件を変更し、又は利用を中止させ、停止させ、若しくは制限した場合において利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償責任を負わないものとする。

(施設の調査)

第16条 区長は、ひろばの管理上必要があると認めるときは、職員をしてひろばの施設の調査をさせることができる。

2 指定管理者は、前項の調査に協力しなければならない。

(損害賠償の義務)

第17条 ひろばの施設又はその設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その損害の額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日以後における指定管理者の指定及びひろばの利用に関し必要な手続は、同日前にこれを行うことができる。

2 前項の規定により指定管理者が実施する事前手続で指定管理者が指定される前に実施することを要するものは、区長が実施し、指定管理者に引き継ぐことができる。

第3条 利用料金に係る第10条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「4,000円」とあるのは「2,000円」と読み替えるものとする。

(千代田区立児童館条例の一部改正)

第4条 千代田区立児童館条例(昭和47年千代田区条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表千代田区立富士見児童館の項を削る。

(千代田区学童クラブ条例の一部改正)

第5条 千代田区学童クラブ条例(平成14年千代田区条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 富士見わんぱくひろば学童クラブの管理運営については、次条以下の規定にかかわらず、別に千代田区立富士見わんぱくひろば条例(平成21年千代田区条例第33号)で定める。

第4条第1号中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表中「富士見学童クラブ」を「富士見わんぱくひろば学童クラブ」に、「富士見二丁目3番6号」を「富士見一丁目10番3号」に改める。

附 則(平成28年3月17日条例第11号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

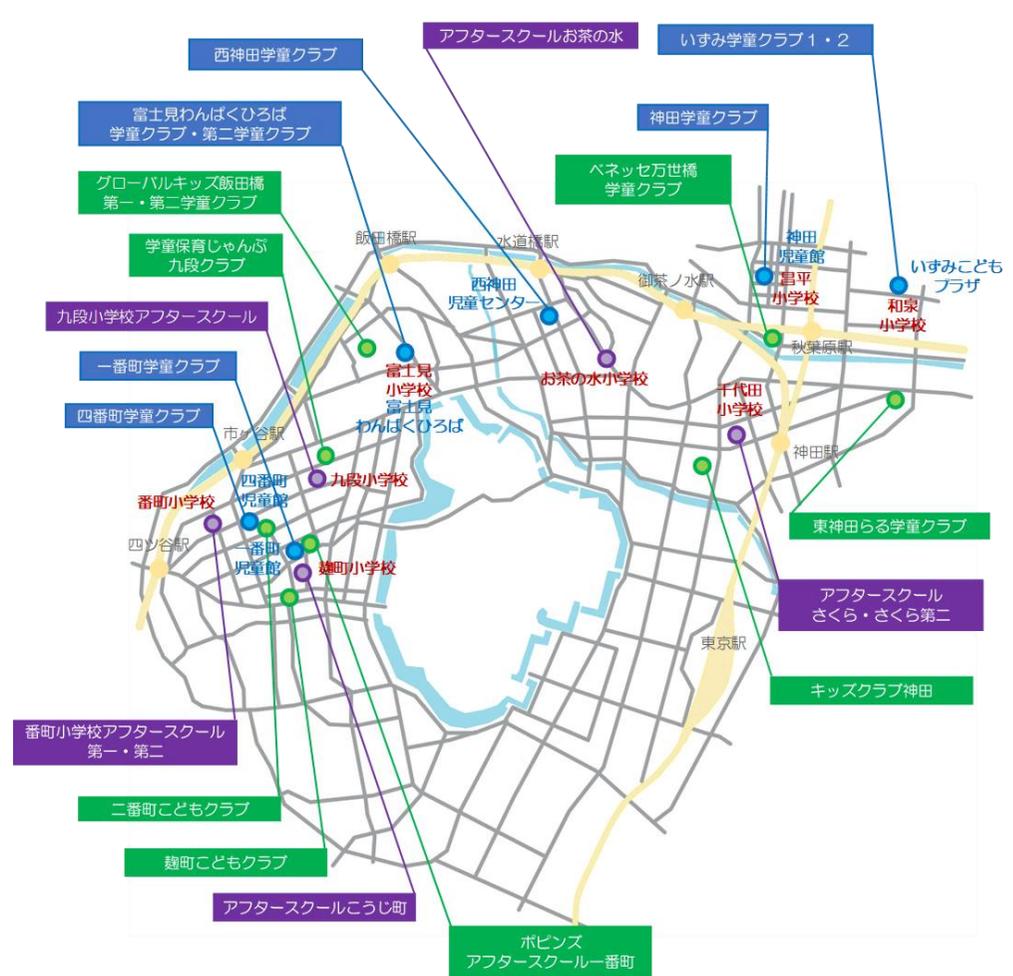
新旧対照表

○千代田区学童クラブ条例

新（改正後）	旧（現行）																						
<p>（名称及び実施場所） 第2条 学童クラブの名称及び実施場所は、別表のとおりとする。</p>	<p>（名称及び実施場所） 第2条 学童クラブの名称及び実施場所は、別表のとおりとする。 <u>2 富士見わんぱくひろば学童クラブの管理運営については、次条以下の規定にかかわらず、別に千代田区立富士見わんぱくひろば条例（平成21年千代田区条例第33号）で定める。</u></p>																						
<p>別表（第2条関係）</p>	<p>別表（第2条関係）</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 712 448 745">名称</th> <th data-bbox="450 712 743 745">実施場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 748 448 824">西神田学童クラブ</td> <td data-bbox="450 748 743 824">東京都千代田区西神田二丁目6番2号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 826 448 981">神田学童クラブ</td> <td data-bbox="450 826 743 981">東京都千代田区外神田三丁目4番7号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 983 448 1059">四番町学童クラブ</td> <td data-bbox="450 983 743 1059">東京都千代田区四番町11番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1061 448 1137">一番町学童クラブ</td> <td data-bbox="450 1061 743 1137">東京都千代田区一番町10番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	実施場所	西神田学童クラブ	東京都千代田区西神田二丁目6番2号	神田学童クラブ	東京都千代田区外神田三丁目4番7号	四番町学童クラブ	東京都千代田区四番町11番地	一番町学童クラブ	東京都千代田区一番町10番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="852 712 1112 745">名称</th> <th data-bbox="1114 712 1407 745">実施場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="852 748 1112 824">西神田学童クラブ</td> <td data-bbox="1118 748 1407 824">東京都千代田区西神田二丁目6番2号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 826 1112 902">神田学童クラブ</td> <td data-bbox="1118 826 1407 902">東京都千代田区外神田三丁目4番7号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 904 1112 981"><u>富士見わんぱくひろば学童クラブ</u></td> <td data-bbox="1118 904 1407 981">東京都千代田区富士見一丁目10番3号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 983 1112 1059">四番町学童クラブ</td> <td data-bbox="1118 983 1407 1059">東京都千代田区四番町11番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 1061 1112 1137">一番町学童クラブ</td> <td data-bbox="1118 1061 1407 1137">東京都千代田区一番町10番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	実施場所	西神田学童クラブ	東京都千代田区西神田二丁目6番2号	神田学童クラブ	東京都千代田区外神田三丁目4番7号	<u>富士見わんぱくひろば学童クラブ</u>	東京都千代田区富士見一丁目10番3号	四番町学童クラブ	東京都千代田区四番町11番地	一番町学童クラブ	東京都千代田区一番町10番地
名称	実施場所																						
西神田学童クラブ	東京都千代田区西神田二丁目6番2号																						
神田学童クラブ	東京都千代田区外神田三丁目4番7号																						
四番町学童クラブ	東京都千代田区四番町11番地																						
一番町学童クラブ	東京都千代田区一番町10番地																						
名称	実施場所																						
西神田学童クラブ	東京都千代田区西神田二丁目6番2号																						
神田学童クラブ	東京都千代田区外神田三丁目4番7号																						
<u>富士見わんぱくひろば学童クラブ</u>	東京都千代田区富士見一丁目10番3号																						
四番町学童クラブ	東京都千代田区四番町11番地																						
一番町学童クラブ	東京都千代田区一番町10番地																						

区内の児童館・学童クラブ一覧（令和6年度）

区分	施設名	運営事業者	備考
区立	西神田児童センター	区が運営	
	神田児童館	区が運営	昌平小
	四番町児童館	区が運営	
	一番町児童館	区が運営	
公設民営	富士見わんぱくひろば	アンファン富士見(株)	富士見小
民設民営	いずみこどもプラザ	(株)日本デイケアセンター	和泉小
	アフタースクールこうじ町	社会福祉法人共生会	麴町小
	アフタースクールさくら		千代田小
	九段小学校アフタースクール	NPO法人 放課後NPOアフタースクール	九段小
	アフタースクールお茶の水	(株)エデュケーションネットワーク	お茶の水小
	番町小学校アフタースクール		番町小
	二番町こどもクラブ	(株)日本保育サービス	
	麴町こどもクラブ		
	ポピンズアフタースクールー番町	(株)ポピンズエデュケア	
	グローバルキッズ飯田橋学童クラブ	(株)グローバルキッズ	
	キッズクラブ神田	NPO法人 三楽	
	東神田らる学童クラブ	(株)日本デイケアセンター	
	ベネッセ万世橋学童クラブ	(株)ベネッセスタイルケア	
	学童保育じゃんぷ九段クラブ	NPO法人 子ども支援ホーム	



千代田区国民健康保険条例の一部改正について

保健福祉部 保険年金課

1 目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正法（令和5年法律第48号）の施行に伴う被保険者証の廃止並びに国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予の取扱いについて（令和6年7月4日付保国発 0704第1号）の通知に伴う急患等として医療機関を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予について、規定を整備する必要がある。

2 改正内容

(1) 被保険者証の廃止に伴う規定整備（第9条の2～6、第27条）

令和6年12月2日以降の被保険者証の廃止及び短期被保険者証の仕組みの廃止に伴い、規定の整備を行う。

(2) 急患等として医療機関を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予期間の設定（第23条）

急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付について、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年以内の期間を限って徴収猶予可能とする。

3 施行期日

令和6年12月2日から施行する。

4 経過措置

改正後の第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

5 新旧対照表

別紙のとおり

新旧対照表

○千代田区国民健康保険条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（入院時食事療養費） 第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条及び第54条の3第4項に定めるところによる。</p>	<p>（入院時食事療養費） 第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条に定めるところによる。</p>
<p>（入院時生活療養費） 第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法第52条の2及び第54条の3第4項に定めるところによる。</p>	<p>（入院時生活療養費） 第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法第52条の2に定めるところによる。</p>
<p>（保険外併用療養費） 第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法第53条及び第54条の3第4項に定めるところによる。</p>	<p>（保険外併用療養費） 第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法第53条に定めるところによる。</p>
<p>（療養費） 第9条の5 療養費の支給は、法第54条並びに第54条の3第4項及び第7項から第9項までの規定に定めるところによる。</p>	<p>（療養費） 第9条の5 療養費の支給は、法第54条及び第54条の3第3項から第5項までの規定に定めるところによる。</p>
<p>（訪問看護療養費） 第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法第54条の2及び第54条の3第4項に定めるところによる。</p>	<p>（訪問看護療養費） 第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法第54条の2に定めるところによる。</p>
<p>（徴収猶予） 第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6月（救急患者等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年）</u>以内の期間を限つて徴収猶予することができる。</p>	<p>（徴収猶予） 第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6か月以内の期間</u>を限つて徴収猶予することができる。</p>
<p>(1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくは、これに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があるとき</p>	<p>(1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくは、これに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があるとき</p>
<p>2 前項の申請をしようとする者は、規則で定める申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の申請をしようとする者は、規則で定める申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p>
<p>（過料） 第27条 法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、</p>	<p>（過料） 第27条 法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又</p>

10万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の千代田区国民健康保険条例第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

令和6年度「おがちよ教育交流事業」の実施報告について

令和6年7月23日から同月28日までの6日間で区立中学校（九段中等教育学校前期課程を含む。）の生徒を対象に、小笠原村に派遣し、現地で環境学習、平和学習、文化学習等を実施したので以下のとおり報告する。

1 事業目的

世界自然遺産である小笠原の貴重な自然や戦争の舞台となった小笠原の歴史、独自の伝統を築いてきた文化等を学習し、様々な体験を通して、環境への意識を高めるとともに、豊かな人間性、平和・自然・文化を尊重する態度の育成を図ることを目的とする。

2 派遣生徒

区立中学校及び中等教育学校前期課程に在籍する生徒 15名（応募者数 69名）

（内訳：麴町中学校2名（1年生2名）、神田一橋中学校2名（1年生1名、2年生1名）

九段中等教育学校11名（1年生6名、2年生4名、3年生1名）

※おがちよ教育交流事業当日は急病により1名欠席

3 事業内容

（1）事前学習会

ア 第1回事前学習会及び保護者説明会（6月5日）

「小笠原諸島及び小笠原村について理解を深める」をテーマに小笠原村観光局の事務局長をお招きし、講義を実施した。

併せて、保護者説明会を実施し、保護者の不安感の解消に努めた。



イ 第2回事前学習会（6月29日）

「小笠原の海について知る」をテーマに小笠原村と協定を締結しているすみだ水族館に協力をいただき、すみだ水族館を訪れて、小笠原の海の生き物（固有種）について学習をした。



学習のテーマに沿って、小笠原にしか生息していない海の海の生き物を観察し、見つけた魚などを写真に収めた。



ウ 第3回事前学習会（7月19日）

3班（平和、自然、歴史・文化）に分かれて、各班のテーマに沿った内容について学んだ。

また、事業当日のフィールドワークで訪れる場所の意義や歴史的背景等について学んだ。



自然班の学習風景

(2) おがちよ教育交流事業

事前学習会で学んできたことを踏まえて、以下のスケジュールで小笠原村を訪れ、現地で多様な経験をすることができた。

【1日目（7月23日）】

10時 出港式（派遣生徒、保護者、教育委員、学校長等出席） 11時 出港

【2日目（7月24日）】

下船後 小笠原村教育委員会主催の歓迎セレモニー（小笠原村教育長等が参加）

午後 世界遺産センター、ビジターセンター等を見学（小笠原の歴史や文化等を学習）

夜 ナイトツアーに参加（星空、小笠原諸島に生息する日本固有種のオガサワラオオコウモリ、八丈島や小笠原諸島に自生するきのこ（グリーン・ペペ）等を観察）

【3日目（7月25日）】

終日 南島（サンゴ礁の隆起と沈降によってできた珍しい沈水カルスト地形の無人島）上陸、ドルフィンスイム、シュノーケル（兄島海域公園）の実施

南島上陸！



シュノーケル！



ドルフィンスイム！



【4日目（7月26日）】

終日 平和学習班、自然・環境学習班、歴史・文化・生活学習班に分かれて、フィールドツアーの実施（事前学習会の学習を踏まえて各テーマに沿って体験学習）

夕方 漂流ごみの学習及び海岸清掃活動（ビーチクリーニング）（地元の中学生たちと協力して海岸の清掃を実施）

文化班：タコの葉細工



自然班：アカガシラサンクチュアリ



平和班：戦跡巡り



【5日目（7月27日）】

午前 小笠原海洋センターで海洋環境学習（ウミガメの生態や歴史と現状について学習）

14時 小笠原村教育委員会主催の送別セレモニー 15時30分 出港

【6日目（7月28日）】

15時30分 竹芝着～解散式～現地解散



(3) 事後学習会及び報告会

ア 事後学習会（7月31日、8月21日）

これまで学習や体験してきたことを踏まえて、事後の振り返り及び報告書の作成をした。

イ 教育委員会報告会（9月10日18時～）

事後学習会で作成した報告書に基づき、これまでの成果を教育委員会に報告をした。

なお、報告会にあたり、YouTubeの録画配信をし、小笠原村教育委員会、小笠原村観光局、すみだ水族館などに配信した。

千代田区の子どもたちのための就学前プログラム改訂について

1 目的

平成25年3月の策定以降、平成29年の保育所保育指針、幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校学習指導要領の告示や、令和3年の幼児教育スタートプラン策定などを踏まえ、基本的な考え方は変わらないものの、千代田区がめざす子どもの育成を行う4つの取組を新たに設定し、実践事例を通してより詳しく解説するため2つの冊子に分類、「千代田区の子どものための就学前プログラム」（以下、就学前プログラム）を改訂した。

2 改訂の経緯

- 令和3年度 就学前プログラム策定委員会開催（3回開催）
保育従事者・策定委員アンケートの実施
- 令和4年度 就学前プログラム策定委員会開催（同年度6回開催） 「理論編」作成
- 令和5年度 策定委員会3回、作業部会3回開催 「実践編」作成
- 令和6年度 冊子の印刷、配布、就学前プログラムの推進及び実践

3 配布予定一覧

裏面のとおり

※冊子は保育者等のハンドブックのため一般配布は行わないが、希望者には概要版を配付
ホームページで周知動画とリーフレットのリンクを10月に掲載

4 就学前プログラム推進の今後のスケジュール

- 令和6年度 フェーズ1 基盤づくり
「校区連絡会」などを活用し、施設長の顔合わせ、
各園の取組と小学校のスタートカリキュラムの紹介
- 令和7年度 フェーズ2 検討・開発
学校区として共通のアプローチカリキュラム必要性などの検討
- 令和8年度 フェーズ3 実証・検証
これまでの実施検証と今後の推進の方向性の決定

※詳細のスケジュールは別紙のとおり

配布先一覧

配布先	A5		A4		概要版 ※
	理論編	実践編	理論編	実践編	
区立幼稚園・こども園（8園）	16	129	8	8	80
区立小学校（8）	16	313	8	8	80
区立中学校・中等学校（3）			3	3	30
区立保育園（4）	4	40	4	4	40
私立認可園・こども園（19）	19	95	19	19	190
地域型保育事業（6）	6	6	6	6	60
認証保育園（13）	13	13	13	13	130
その他（一般配布含む）	80	80	100	100	360
合 計	154	676	161	161	970

※概要版は、一般用に各園等に10部ずつ配布

教育委員会資料3
令和6年9月30日

年度	令和6年度 フェーズ1 基盤づくり												令和7年度 フェーズ2 検討・開発												令和8年度 フェーズ3 実施・検証												所管課																																				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																					
小学校区連絡会	第1回校区連絡会 (各校区) 5/29(金) 番町小 5/30(木) 麴町小 6/4(火) 千代田小 6/17(月) 九段小 6/27(木) お茶の水小 7/5(金) 和泉小 7/16(火) 昌平小 ⇒10/21(月)に変更												第2回校区連絡会 (各校区)												第3回校区連絡会 (各校区)												子ども支援課 ※小学校との連絡調整は指導課 校区連絡会 対象 小学校長、幼稚園・こども園長または副園長、校区内就学前施設長																																				
<取組2> 保幼小の円滑な接続・連携	<第1回の目的> ★施設長の顔合わせ ★小学校のスタートカリキュラムを知る (→園のアプローチカリキュラムの検討をする) ★地域内の園を知る ★地域で取組みたいことの意見交換 など												★フェーズ1 基盤づくり ・小学校のスタートカリキュラムを意識して、各園の5歳児の年間カリキュラムを作成。 (「アプローチカリキュラム」として活用) ・園児同士の交流 ・学校見学など												★フェーズ2 検討・開発 ・各校区として共通のアプローチカリキュラム必要性の検討													★フェーズ3 実証・検証 ・これまでの実施検証と今後の推進の方向性の決定																																			
保幼小合同研修	神田地区 (6/19 昌平幼・小)												麴町地区 (1/29 ふじみこども園、富士見小)												神田地区												麴町地区												神田地区												麴町地区												指導課 対象 千代田区内就学前施設長・保育者、小学校長・教員 <開催園・小学校の予定> R7 いずみこども園・和泉小 麴町幼稚園・小学校 R8 お茶の水幼稚園・小学校 九段幼稚園・小学校 R9 千代田幼稚園・小学校 番町幼稚園・小学校
<取組2> 保幼小の円滑な接続・連携	★保幼小合同研修会での先生方の交流(研修、意見交換会)																																																																								
公開保育	麴町保育園「きてみてこうじまち」 6/25, 7/12, 8/29, 11/29, 12/17, 2/27												公立保育園												私立保育園												子ども支援課 対象 千代田区内就学前施設保育者、小学校教員																																				
<取組2> 保幼小の円滑な接続・連携	西神田保育園「西神田であそぼうかい」 7/29 異年齢交流の様子												番町幼稚園「ふらつと番町」 5/31(5歳児), 7/9(4歳児), 9/20(3歳児)																																																												
幼稚園児や保育園児間での交流	11/19 北の丸公園での交流保育 西神田地区保育園の身近な自然を通じた交流 講師: 佐々木洋先生 ※雨天時はお茶の水小多目的ホールで 佐々木先生のお話とゲーム会																																																子ども支援課																								
保育者向け映像研修	◆「主体性を大切にしたい保育について」 講師: 福元 真由美先生 1 就学前プログラムの活用に向けて 日頃の保育との結びつきや園での活用について、就学前プログラム策定委員の福元先生が解説。 2 園での保育実践 ～その1 遊びの様子～ 8/29 「きてみてこうじまち」 公開保育の様子を撮影。 子どもの姿を通して、日頃の保育に生かせる「保育のポイント」を福元先生が解説。 3 園での保育実践 ～その2 園長先生の解説～ 園長が公開保育について解説。また、他園の公開保育の様子も紹介しながら「保幼小の円滑な連携・接続」に関するポイントを福元先生が解説。																																				★交流保育 (11/19の様子を撮影)													子ども支援課 就学前プログラムの推進に向けて、周知動画を用意する。 ★動画制作 保育のデザイン研究所																							

令和7年度 区立幼稚園・幼保一体施設・こども園の入園申込みについて

1 募集人数

(1) 幼稚園

施設名	3歳児	4歳児	5歳児
麴町幼稚園	35名 (35)	20名程度 (35)	10名程度 (35)
九段幼稚園	35名 (35)	20名程度 (35)	20名程度 (35)
番町幼稚園	35名 (35)	10名程度 (35)	15名程度 (35)
お茶の水幼稚園	20名 (20)	25名程度 (35)	25名程度 (35)

(2) 幼保一体施設

施設名	3歳児	4歳児	5歳児
千代田幼稚園(短時間)	15名 (15)	5名程度 (15)	5名程度 (15)
昌平幼稚園(短時間)	15名 (15)	5名程度 (15)	10名程度 (15)

(3) こども園

施設名	3歳児	4歳児	5歳児
いずみこども園(短時間)	15名 (15)	若干名 (15)	5名程度 (15)
ふじみこども園(短時間)	25名 (25)	10名程度 (22)	10名程度 (22)

※()内は定員人数

2 入園案内の配布

(1) 配布開始日

令和6年10月7日(月)

(2) 配布場所及び時間

ア 幼稚園、幼保一体施設、こども園 14時～16時

イ 各出張所、子ども支援課 8時30分～17時

ウ 区のホームページへの掲載 6時00分～

3 申込み

(1) 受付期間及び時間

令和6年10月25日(金)0時00分～10月30日(水)10時00分

※上記の期間以外の申込みは、園に空きがある場合に以下のとおり取り扱う。

・新3歳児の4月入園の場合、11月25日(月)以降は、希望園で随時受け付け。

・新3歳児の4月入園以外は、年度途中入園の扱いとして、入園希望日の1か月前から希望園で受け付け。

(2) 申込み方法

千代田区ポータルサイト

※インターネット環境がないなどオンライン申請が難しい場合は、紙による申請も受け付け。

4 結果発表日

令和6年11月8日(金)13時以降

※千代田区ポータルサイトから保護者へ結果を通知する。

5 主な変更点

(1) 麴町・九段・番町・お茶の水幼稚園で弁当給食を実施予定(お茶の水幼稚園は、5月から園給食に切替予定)

※令和7年度予算の区議会での審議・議決後に実施予定

(2) 幼保一体施設のみに適用される通園区域変更の要件及び選考の優先順位を、幼稚園・こども園に適用されるものに統一

6 周知方法

・広報千代田10月5日号

・区のホームページ

・SNS(公式ツイッター、フェイスブック、LINE)

「児童手当」「児童扶養手当」の拡充について

1 児童手当制度の拡充内容

(1) 主な拡充内容

- ・所得制限の撤廃
- ・高校生年代まで支給対象が拡大
- ・第3子以降の児童の手当額の加算分（多子加算）が増額
- ・多子加算の算定対象が22歳年度末の子まで拡大（現状は18歳年度末まで）
- ・手当の支給が年6回の偶数月に（現状は2月、6月、10月の年3回）

<現 状>

手当名	所得制限額 (扶養親族3人の場合) (収入ベース)	3歳未満	3歳以上小学校修了前	中学生	高校生
次世代育成手当(区)	1,200万円以上	月額 5,000円			
児童手当(国)	960万円以上 1,200万円未満	月額 5,000円			
	960万円未満	月額 15,000円	月額 10,000円 (第3子以降は 月額 15,000円)	月額 10,000円	支給なし

<拡充後>

手当名	所得制限	3歳未満	3歳以上小学校修了前	中学生	高校生
次世代育成手当(区)	—	児童手当の支給対象となる。			
児童手当(国)	なし	月額 15,000円 (第3子以降は 月額 30,000円)	月額 10,000円 (第3子以降は月額 30,000円)		

(2) 施 行

令和6年10月(12月の支給分より)

(3) 手 続 き

- ・現在、児童手当（特例給付含む）を受給されている方は手続き不要
- ・ただし、現在、児童手当の対象となっていない方等（次世代育成手当を受給されている方や18歳までのお子様がいらっしゃるご家庭で、19歳から22歳のお子様がいらっしゃる方）については、新たに児童手当の手続きが必要（8月5日に勧奨通知発送）。

(4) 周 知

8月5日号広報及びホームページ等で周知

(5) そ の 他

今回の児童手当の拡充は、次世代育成手当部分を包含することとなり、次世代育成手当の現在のスキームでの支給を終えることとなるが、今後も新たなニーズに対応していくための検討を進める。

2 児童扶養手当の拡充内容

(1) 主な拡充内容

- ・所得制限限度額の引上げ（緩和措置）

所得制限における所得ベースの金額が現行より全部支給の場合 20 万円、一部支給の場合 16 万円引き上げられる。

- ・第3子以降の児童に係る加算額の引上げ

第3子以降の加算額を第2子の加算額と同額に引き上げ、第2子以降の加算額は、一律 10,750 円（全部支給の場合）（現状では 6,450 円）

(2) 施 行

令和6年11月（令和7年1月の支給分より）

(3) 手 続 き

児童の属する世帯は、新たな児童扶養手当の認定が必要なため、申請が必要（10月上旬に申請勧奨通知を発送予定）。

(4) 周 知

10月5日号広報及びホームページ等で周知

指定管理者施設に関するモニタリングについて

1 モニタリングの全体像

指定管理者制度を導入した施設が適正な管理運営を行っているか、下記のモニタリングを通じて運営状況を的確に把握・評価し、必要に応じて改善指導を行っている。

(1) 区としての責任の遂行

- 事業計画の承認と事業報告、履行状況の確認
- 月次報告に基づく現場確認・随時の立ち入り調査
- 公益通報保護制度の活用等、既存の制度等との連携

(2) 区民・利用者の視点

- 利用者懇談会の実施
- 区民・利用者アンケートによる声の把握・反映

(3) 専門家からのアドバイス

- 施設経営とリスク管理の確認
- 現場の労働環境を確認

制度共通の課題として実施(平成18年度から)

2 専門家によるモニタリング

1(3) 専門家からのアドバイスとして、下記の認識のもと社会保険労務士による労働環境モニタリング及び公認会計士等による経営財務モニタリングを実施している。

基本的な認識

区と指定管理者が施設の抱える課題などについて共通認識を持ち、協働して区民サービスの向上を継続していくことが重要

施設経営とリスク管理

- 施設の稼働率・収支状況、事業の実施状況等かどうか
- 継続的・安定的な運営を確保できるか
- 今後の方向性等をどうするか

現場の労働環境

- 効率化の推進が適正な労働環境のもとに行われているか
- 企業・区の社会的責任は果たしているか

経営財務モニタリング

- 【目的】**
施設の経営状況の改善、本来目的達成のための事業展開のあり方等の確認
- 【内容】**
現地視察、財務分析、経営アドバイス、利用者の声を踏まえた評価

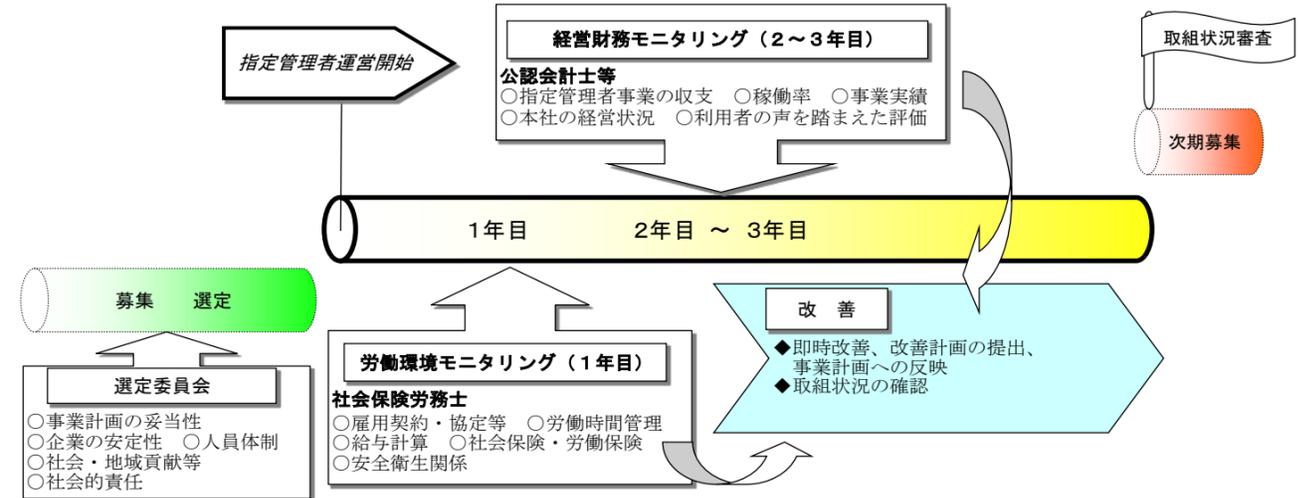
労働環境モニタリング

- 【目的】**
適正な労働環境の確認
- 【内容】**
現地調査、書類確認、従業員面接

3 労働環境・経営財務モニタリングのスケジュール

指定1年目に社会保険労務士による労働環境モニタリング、指定2～3年目に公認会計士等による経営財務モニタリングを実施している。なお、指定期間が10年間の施設については、このサイクルのモニタリングを5年ごとに実施する。

各指定管理者施設のモニタリングスケジュール



各指定管理者施設のモニタリングスケジュール

労働: 労働環境モニタリング
経営: 経営財務モニタリング

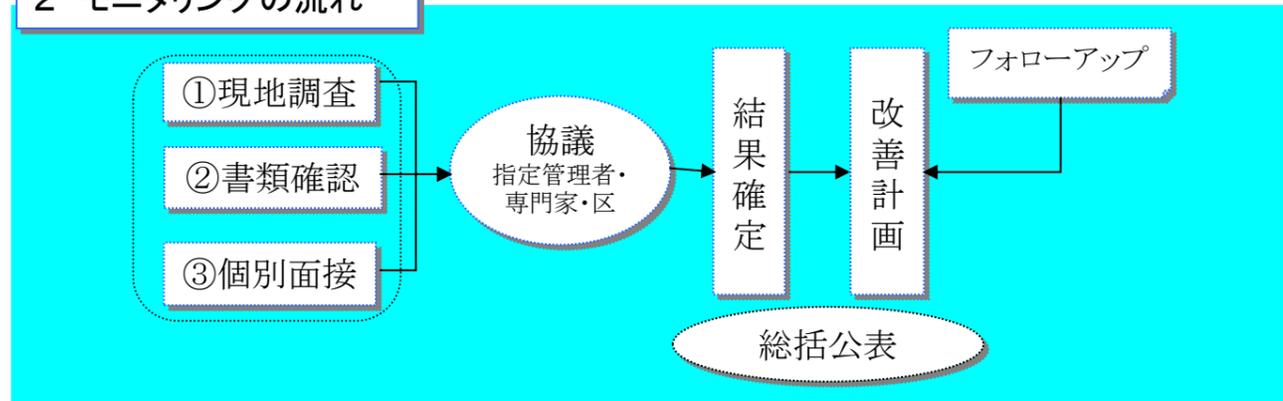
施設名	年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
内幸町ホール	労働	経営					労働	経営				
千代田万世会館		労働	経営					労働	経営			
いきいきプラザ一番町		労働	経営					労働		労働	経営	
岩本町ほほえみプラザ			経営			労働	経営				労働	経営
スポーツセンター				労働	経営				労働	経営		
九段生涯学習館				労働	経営				労働	経営		
図書館(千代田・四番町・昌平まちかど・神田まちかど)・日比谷図書館文化館				労働	経営				労働	経営		
障害者就労支援施設(ジョブ・サポート・プラザちよだ)				労働		経営			労働	経営		
障害者福祉センター(えみふる)	労働	経営					労働		経営			労働
富士見わんぱくひろば(※)						労働						
高齢者総合サポートセンター(かがやきプラザ)		労働	経営					労働	経営			

※富士見わんぱくひろばの指定管理業務は、富士見みらい館のPFI事業に含まれている。PFI事業については、公認会計士の監査を経た財務の状況の報告書を提出させ、事業全体として収支状況等の確認を行っているため、富士見わんぱくひろば単独での経営・財務モニタリングは実施しない。

1 労働環境モニタリングの概要

- 対象:いきいきプラザ一番町
- 方法:社会保険労務士による現地調査、書類確認、施設長・事務管理者・職員との個別面接
- 実施時期:令和5年10月24日～令和6年1月31日

2 モニタリングの流れ



3 モニタリングの主な視点

- (1) 職員の処遇・勤務形態
就業規則の整備や36協定をはじめ労使協定は適正か。職員名簿や出勤簿等の法定帳簿、賃金の管理、雇用契約等に不備はないか。
- (2) 職員の身分の安定性
労働時間、休暇、育児・介護休業取得等の管理、社会・労働保険等手続きは適正か。
- (3) 職員の労働環境・安全衛生
健康診断の実施や産業医選任などの安全衛生管理は適正か。
- (4) 外国人・障害者・高齢者の雇用管理
外国人雇用、障害者雇用、高齢者雇用は適正か。

4 結果(指摘事項と改善策)

(1) 職員の処遇・勤務形態

- 就業規則は規定すべき項目は明示されている。
- 法定帳簿(出勤簿、賃金台帳)は、きちんと整備されていた。労働者名簿等はシステムでは出力できる。
- 労働条件に関しても雇入れのみならず、昇給時にも交付され、丁寧な対応をしている。
- 労働時間は1分単位で管理されていることに加えて、夜勤のあとは翌日以降の昼からの出勤など身体に負担のかからないようなシフト管理が見受けられた。

(2) 職員の身分の安定性

- 育児・介護休業、産前産後休業取得について
育児・介護休業及び産前産後休業について職場全体で取得しやすい雰囲気であることをヒアリングから確認ができた。また、各休業に伴う育児・介護休業給付金、出産手当金の手続きも適正に行われていることを確認した。
- 労働・社会保険の手続き
労働保険関係成立届、被保険者資格取得・喪失届、算定基礎・月額変更届、その他各種保険給付請求届等を点検し、労働保険、社会保険の手続きが適正に行われていることを確認した。

(3) 職員の労働環境・安全衛生

- 職場環境
一部の執務エリアにおいて、床に物が置かれていたり、卓上が雑然としているところもあり、安全衛生に課題が見受けられた。
- 産業医・衛生管理者
常時使用する労働者は50名を超えており、産業医・衛生管理者が各1名選任されている。毎月一回衛生委員会も開催され適正に運営されている。
- 労災事故
通勤災害及び業務災害が発生していたことを確認した。通勤災害については高齢の従業員であったこともあり、安全性が確保できる通勤経路に見直しを行うなど対策を講じていた。労災事故に伴い休業した場合の休業補償給付及び休職の手続き等、適正に手続きされていることを確認した。
- 健康診断
10月現在、健康診断を実施中であり、個人結果票等について順次保存していることを確認した。会社制度として、カンファに勤務する医師にも健康問題などを相談できる体制を整備しており、職員の健康確保措置がとられていることを従業員ヒアリングにおいても確認できた。
- 時間外労働
時間外労働は一部介護職について、月45時間程度発生している。

(4) 外国人・障害者・高齢者の雇用管理

- ※事業所が令和5年4月1日設立されたこともあり、各報告書は1年分のみの確認である。
- 外国人の雇用管理等、適正に管理されていた。
在留資格証明書の控えを確認
 - 障害者雇用報告書は適正に届出がされていた。
障害者雇用状況報告書は提出されていた。
 - 高齢者雇用報告書は適正に届出がされていた。
既に70歳まで継続雇用の対象とするなど(労働条件通知書により確認)、高齢者等の雇用に対して積極的に取り組まれていると感じた。

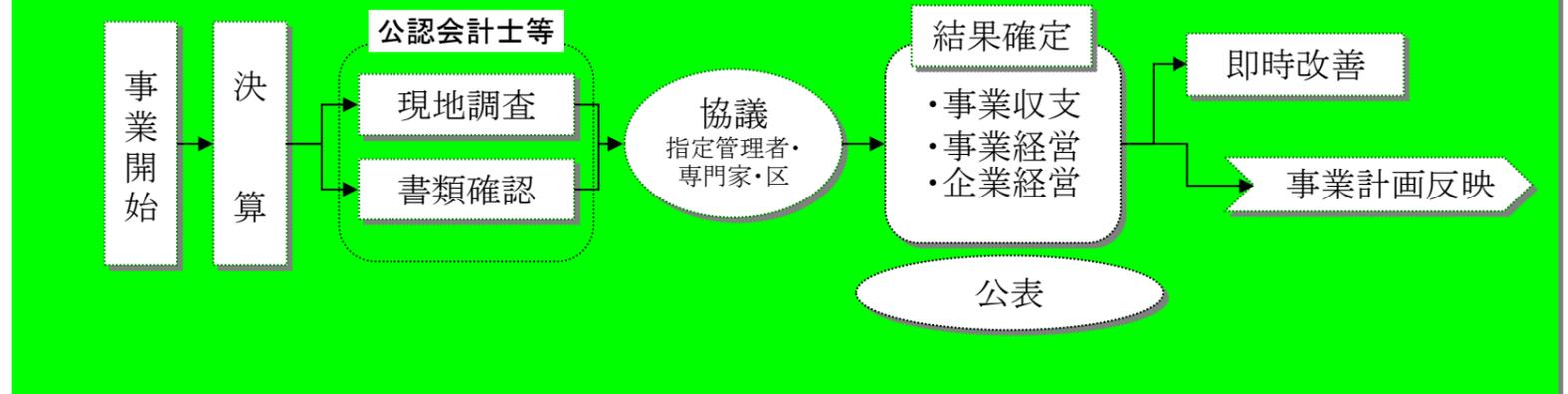
5 モニタリング結果の活用

- 「一部の執務エリアで、床に物が置かれていた」など指摘を受けたのち、速やかに指定管理者が整理整頓したことを区も確認した。その状態の維持に取り組んでいただきたい。
- 上記のほか規定に即した事務手続きが行われていることが確認されており、良好なサービス提供が継続できるよう、安心・安全で、職員が働きやすい環境を維持出来るよう指定管理者は取り組んでいただきたい。

1 経営・財務モニタリングの概要

- 対象: 千代田区立障害者就労支援施設 ジョブ・サポート・プラザちよだ
- 方法: 福祉サービス第三者評価を行っている事業者(株式会社ケアシステムズ)による財務状況、現地聞き取り調査等による経営状況の分析
- 視点: 財務状況、経営状況、課題及び改善点

2 モニタリングの流れ



3 経営・財務分析

令和4年度	視点	指標	JSPちよだ	R4年度指標
法人	短期安定性	流動比率	551.9%	/
	長期持続性	純資産比率	85.2%	
		固定長期適合率	72.6%	
施設	資金繰り	事業活動資金収支差額	4.6%	1.7%
	収益性	経常増減差額率	1.7%	1.9%
		費用合理性	人件費率+委託費率	69.5%
	労働分配率		77.3%	95.8%
	事業費率		9.0%	14.2%
	事務費率		10.6%	10.8%

- ① 流動比率(短期安定性)**
社会福祉法人として目安となる550%あるため、(法人として)現金預金が潤沢にあり、安定した支払い能力があるといえる。
- ② 純資産比率(長期持続性)**
負債に対する安全度であり、指標としては標準的な数値であるが、国庫補助金等積立金の割合が高いので、計画的な積立が確保されているか見直すことが望ましい。
- ③ 固定長期適合率(長期持続性)**
JSPちよだとしては公設のため建物等設備の自己所有がない。法人としてはこの数値が100%以下であることが望ましい。
- ④ 事業活動資金収支差額率(資金繰り)**
事業活動による収支差額が確保できており、水準よりも高い数値であることから支出と収入のバランスのよさがうかがえる。
- ⑤ 経常増減差額(収益性)**
経常的な活動における収益性を表し、黒字経営を行えていることがうかがえる。
- ⑥ 人件費・委託比率(費用合理性)**
低い数値の方が経営上は安定するが、サービスの質に直結するため一概に低い方が良いとは言えない。水準値とは大きく離れていないので、適正かどうかはうかがえる。この指標が高くなる場合、過剰配置や、稼働率の低いなどの要因が考えられる。
- ⑦ 労働分配率(費用合理性)**
固定費などを引いた限界利益に対する人件費の割合であり、公設のため減価償却費が少ない当施設では水準より低い値となっている。
- ⑧ 事業費、事務費(費用合理性)**
水準値とは大きく離れていないので、適正かどうかはうかがえる。

4 提言・アドバイス(事業の改善策)

(1) 財務状況

多様化する利用者ニーズに応えることを目的に、質の高いサービス提供を目指し、各種の公益活動に取り組んでいる。引き続き経費コスト削減に努めながら、適正な執行を継続されたい。
また、目標工賃3万円を設定していることを踏まえ、官公需、受託加工などの請負作業の安定的な継続に加え、自主生産商品の開発や販売促進に努めて価値の向上を図り、さらに収益性を高めていくことが望まれる。

- ① 拠点活動収支について**
・経常収支は1,678,296円計上されており、黒字経営になっている。
・予算の執行状況では、就労支援事業や自立支援給付費において、収入増(予算比)になっている。ただし、支出(事業費)においては、特に水道光熱費が予算より上回っており、今後の対応が望まれる。
- ② 就労支援事業活動について**
・収支差額は1,595,400円計上されている。利用者の平均工賃は約20,600円/月になっており、東京都の平均工賃と比較においても高く、事業所の特長となっている。さらに、事業所では平均工賃30,000円/月を目指しており、安定した受注と利用者の出勤率のもとより、受注力や販売力の向上が不可欠になっている。よって、組織一丸となって取り組まされたい。
- ③ 分析結果**
・法人・事業所ともに、各種の経営分析手法によって算出された指標数値は、安定した値(適切な収支バランス)を示していることがうかがえる。
・さらに、事業所としては、純資産にあたる積立金を今後計画的に確保していくことが望まれる。

(2) 経営状況

運営管理面では、引き続き支援体制の基盤整備を行っていくことが望まれる。前指定管理者が積み上げた「良い点」は引き続き継続し、「課題となる点」については計画的に改善されることが望まれる。適切に各種の支援やサービスを提供することを目的に、職員会議やケース会議などにおいて情報共有や検討に取り組み、利用者本位の支援計画を継続して立案されたい。さらに、アセスメント力やモニタリング力を高め、より実効性のある修正・改善を行い、サービス向上につなげていくことが望まれる。即ち、PDCAサイクルを適切にまわすとともに、法人の理念・方針及び共通の目標などのさらなる周知に努められたい。

- ① 職員に対して「キャリアデザインシート」の理解をさらに促すことが期待される。**
・職員は期首・期中・期末の上司面談を通して、目標管理制度に明示されている「キャリアデザインシート」に、「個人の能力開発、自己啓発の目標、受講する研修項目、資格取得や専門知識を取得する計画」などを記載する仕組みを設けている。キャリアデザインシートは人材育成の重要なポイントになっていることを踏まえ、職員への理解をさらに促すことが望まれる。
- ② 利用希望者、販売促進等につながる情報媒体の充実が期待される。**
・事業所ではホームページを中心に利用希望者へ各種の情報提供に取り組んでいる。ただし、現在の掲載内容については、最小限の情報提供になっていることがうかがえる。よって、利用希望者が日中活動などをイメージできるよう標記や表現方法を検討することが望まれる。さらに、各種のウェブ上の媒体なども検証し、情報提供の質や幅を拡充することが期待される。新規利用者向けの情報提供に加え、販売販促や広報活動の充実にも意識した取り組みが期待される。
- ③ 整備されたマニュアル及び手順書等の理解浸透を図り支援業務の標準化や職員の連携強化が期待される。**
・事業所ではサービス向上及び標準化を目指してマニュアル及び支援の統一が図れる手順書を整備している。一方でマニュアルの理解浸透や見直す機会などをさらに充実されることが望まれる。職員へ理解浸透を図る仕組みを再構築し、支援業務の標準化や職員の連携強化が期待される。

令和5年度 指定管理施設に係る事業報告概要

< 保健福祉部 >	頁
いきいきプラザー番町	1
岩本町ほほえみプラザ	5
千代田区立障害者就労支援施設（ジョブ・サポート・プラザ ちよだ）	9
千代田区立障害者福祉センター（えみふる）	11
千代田区立高齢者総合サポートセンター（かがやきプラザ）	14

令和5年度 指定管理施設に係る事業報告概要

施設名	いきいきプラザ一番町	所在地	千代田区一番町12
-----	------------	-----	-----------

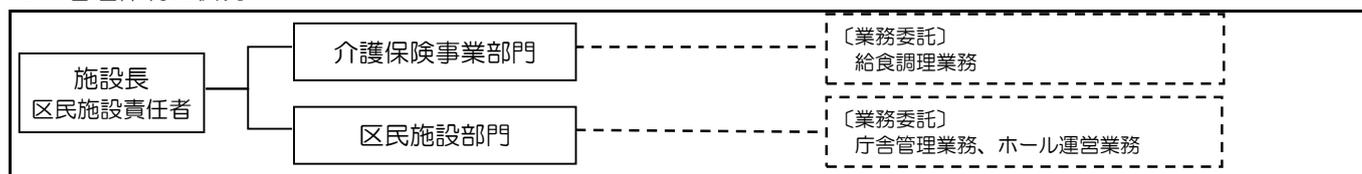
1 指定管理者の概要

名称	社会福祉法人 カメリア会	代表者	理事長 湖山 泰成
所在地	東京都江東区亀戸3-36-5		
指定期間	令和5年4月1日～令和15年3月31日	報告期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	介護を必要とする高齢者の能力に応じた自立生活の援助及び介護者等の負担軽減を図るとともに、区内に住み、働き、学び、集う広範な区民の総合的福祉活動を援助促進するほか、世代間交流とノーマライゼーション理念を実現し、もって区民福祉の向上に資する。
管理業務の内容	(1) 特別養護老人ホームの事業に関する業務 (2) 高齢者在宅サービスセンターの事業に関する業務 (3) 区民施設の事業に関する業務

3 管理体制の状況



4 事業実績等 ※令和3・4年度は、前指定管理者による実績

ア 特別養護老人ホーム事業

(ア) 介護福祉施設サービスの提供

	定員	入退所者数		年度末在籍	平均介護度	平均年齢
		入所	退所			
令和5年度	82床	23人	22人	82人	4.0	87.9歳
令和4年度	82床	16人	17人	81人	4.0	88.2歳
令和3年度	82床	14人	14人	82人	3.9	87.7歳

(イ) 短期入所生活介護サービス等の提供

	短期入所生活介護		介護予防 短期入所生活介護		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員	実施日数	利用者数	利用率
令和5年度	366日	2,937人	366日	69人	8床	366日	3,006人	102.6%
令和4年度	365日	1,326人	365日	7人	8床	365日	1,333人	45.6%
令和3年度	365日	1,312人	365日	23人	8床	365日	1,335人	45.7%

イ 高齢者在宅サービスセンター事業

	通所介護		通所サービス(介護予防)		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員(日)	実施日数	利用者数	利用率
令和5年度	310日	7011人	310日	529人	35人	310日	7,540人	69.5%
令和4年度	298日	7,352人	298日	642人	35人	298日	7,994人	76.6%
令和3年度	309日	7,267人	309日	1,004人	35人	309日	8,271人	76.5%

	認知症対応型 通所介護		介護予防認知症対応型 通所介護		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員(日)	実施日数	利用者数	利用率
令和5年度	310日	1,705人	310日	0人	12人	310日	1,705人	45.8%
令和4年度	298日	2,011人	298日	0人	12人	298日	2,011人	56.2%
令和3年度	309日	1,382人	309日	0人	12人	309日	1,382人	37.3%

ウ 区民施設事業

(P) 福祉活動の推進・援助事業

	いきいきコンサート		イベント		その他
	回数	参加者数	回数	参加者数	
令和5年度	12回	1,738人	20回	754人	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動団体の活動支援 ・地域健康高齢者の健康推進支援
令和4年度	12回	1,225人	6回	660人	
令和3年度	4回	373人	2回	117人	

(I) 区民施設の利用

	多目的ホール		会議室		区民ギャラリー		温水プール		
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用日数	個人利用	団体利用	
							利用者数	件数	利用者数
令和5年度	385件	34,979人	182件	1,818人	8件	57日	14,801人	90件	2,532人
令和4年度	297件	20,860人	120件	1,195人	0件	0日	21,816人	0件	0人
令和3年度	67件	4,567人	24件	240人	0件	0日	2,789人	0件	0人

エ 施設及び設備の保守及び維持管理（通年）

(P) 建物設備保守管理業務

(I) 施設清掃業務

(U) 警備業務 等

5 収支の状況

ア 特別養護老人ホーム事業

イ 高齢者在宅サービスセンター事業

		計	介護老人福祉施設	短期入所生活介護	高齢者在宅サービスセンター
収入	施設介護料収入	312,772,311円	312,772,311円	0円	0円
	居宅介護料収入	111,458,953円	0円	31,265,200円	80,193,753円
	居宅介護支援介護料収入	1,874,089円	1,874,089円	0円	0円
	介護予防・日常生活支援総合事業収入	3,011,372円	0円	0円	3,011,372円
	利用者等利用料収入	77,494,179円	65,023,922円	6,493,507円	5,976,750円
	その他の事業収入	20,330,984円	20,269,304円	61,680円	0円
	補助金事業収入(公費)	20,037,724円	19,976,044円	61,680円	0円
	受託事業収入	293,260円	293,260円	0円	0円
	経常経費寄附金収入	10,000円	7,850円	0円	2,150円
	施設修繕料収入	6,000,000円	6,000,000円	0円	0円
	その他の収入	1,553,245円	1,171,003円	104,288円	277,954円
	受入研修費収入	18,000円	0円	0円	18,000円
	利用者外給食収入	323,102円	195,931円	523円	126,648円
	雑収入	1,212,143円	975,072円	103,765円	133,306円
	合計(①)	534,505,133円	407,118,479円	37,924,675円	89,461,979円
支出	人件費支出	365,978,648円	280,782,646円	18,408,719円	66,787,283円
	事業費支出	90,428,540円	67,877,315円	9,026,760円	13,524,465円
	事務費支出	73,603,465円	56,269,708円	3,862,003円	13,471,754円
	利用者負担軽減額	269,449円	269,449円	0円	0円
	施設設備等支出	2,225,061円	2,225,061円	0円	0円
	その他の支出	23,008,509円	16,851,589円	1,077,271円	5,079,649円
	合計(②)	555,513,672円	424,275,768円	32,374,753円	98,863,151円
収支差額(①-②)		△ 21,008,539円	△ 17,157,289円	5,549,922円	△ 9,401,172円

ウ 区民施設事業

		区民施設
収入	受託事業収入	272,213,740円
	指定管理料	271,721,740円
	電気料実費収入	492,000円
	利用者等利用料収入	9,573,020円
	その他の事業収入	4,741,948円
	補助金事業収入	1,120,268円
	その他の活動収入	3,621,680円
	その他の収入	434,768円
合計(①)	286,963,476円	
支出	人件費	39,543,145円
	事業費支出	32,598,378円
	事務費支出	199,981,278円
	施設整備等支出	6,229,700円
	その他の支出	4,012,941円
	合計(②)	282,365,442円
収支差額(①-②)		4,598,034円

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して	収支に関して
<p>令和5年度から当法人が指定管理者となり、新規事業をスタートした。いきいきプラザ一番町の持つ役割、複合施設としての特色を十分に理解・活用し、各事業を効果的に運営推進していくことを目指している。</p> <p>介護保険事業では、「自らが受けたいと思う医療と福祉の創造」という理念を職員皆が共有し、常勤及び配置医師の下、利用者の状況に適した介護と医療の連携を強化していることが強みである。地域医療、協力病院との連携を密にとりながら、利用者の安心につながるよう努めている。また、運営協議会や家族懇談会を開催し、地域の方々や利用者の家族から率直な意見を聴取することでサービス向上につなげている。</p> <p>5月の新型コロナウイルス感染症5類移行を機に、感染症予防対策をとりながら面会制限の段階的緩和や各種イベント開催を推進している。特に特養では、コロナ禍で見合わせていた各種行事の企画や地域行事への参加を再開し、地域に開かれた施設づくりに一歩踏み出すことができた。</p> <p>短期入所生活介護事業では、地域のニーズに積極的にアプローチすることによって、45%であった稼働率を100%超に引き上げて特養の空床を活用できた。</p> <p>通所介護事業では、前法人からの引継ぎを踏まえた対応の中、年度当初は利用者への対応等改善するところから始まったが、下期には独自のレクリエーション企画を多数実施するなどして利用者の満足度向上につながっている。</p> <p>区民施設事業においては、下期よりバラエティに富んだ独自イベントを企画し、カスケードホールに加えて庭園ロビーも活用して区民交流の場を数多く作った。リピーターも増えており、地域に根付いた施設としての価値をさらに高めていきたい。</p>	<p>介護保険事業は、年度当初に特養利用者のコロナウィルス感染症罹患に伴う入院者が増加した。その後、ほぼ満床で推移したものの月平均2～4名程度の入院者がみられる状況であったことから、入院に伴う利用料収入減少要因は、通年存在することとなった。</p> <p>今年度より新たに指定管理事業として居宅介護支援事業を受託し、給付管理件数0件から年度末に約20件を管理するに至り、想定を上回る収入となった。</p> <p>介護保険事業全体としては、当法人としての事業開始初年度に必要な備品等の購入に伴う支出、通常の人員配置基準以上の職員配置による手厚い初期体制をとったことによる人件費の増加、前述の入院者数増加による収入減が影響し、マイナスでの収支となった。</p> <p>区民施設事業では、プール事業の団体利用再開などコロナ禍を経た利用制限の緩和も影響し、全体的に利用者数が増加した。その他イベントも多数企画実施したことで集客も増え、プラスでの収支となった。</p> <p>今後は利用者数増加や気候変動に伴い増大する光熱水費のコントロールが課題となる。</p>

7 区による評価・業務改善要求

<p>施設の運営が新法人に変更したことで、当初利用者とその家族が持っていた不安に対し、安心できる介護サービスを提供し、信頼関係の構築に向けて取り組む「土台作り」というべき1年であった。指定管理者は、利用者や家族の声を真摯に受け止めて運営改善を図っており、取り組みの効果が徐々に表れている。</p> <p>介護保険事業と区民施設事業のいずれにおいても、利用者に楽しさを提供できるイベントの企画・実行力は高く評価できる。これに伴い地域住民とのつながりも強化され始めていることが伺えるため、今後に期待する。</p> <p>ホームページやブログによる情報発信はこまめに行われ、介護施設利用者の様子を伺い知ることができ、区民施設の利用案内もわかりやすい。一方、介護施設利用者に向けた事務手続き等に関する書類送付が遅延したことがあり、丁寧に対応するよう改善に向けた取り組みを求めている。</p>

8 今後の指定管理に区が期待すること

<p>地域とのつながりを大切に、一つ一つ丁寧に事業を進めてもらいたい。昨今人材不足が深刻だが、安心安全な介護サービスを持続的に提供できるよう、介護従事者の確保、レベルアップなど質と量を維持・強化する対策を計画的に取り組んでほしい。また、利用者の希望や意見を傾聴し、適切に対応してほしい。</p>

令和5年度 指定管理施設に係る事業報告概要

施設名	岩本町ほほえみプラザ	所在地	千代田区岩本町二丁目15番3号
-----	------------	-----	-----------------

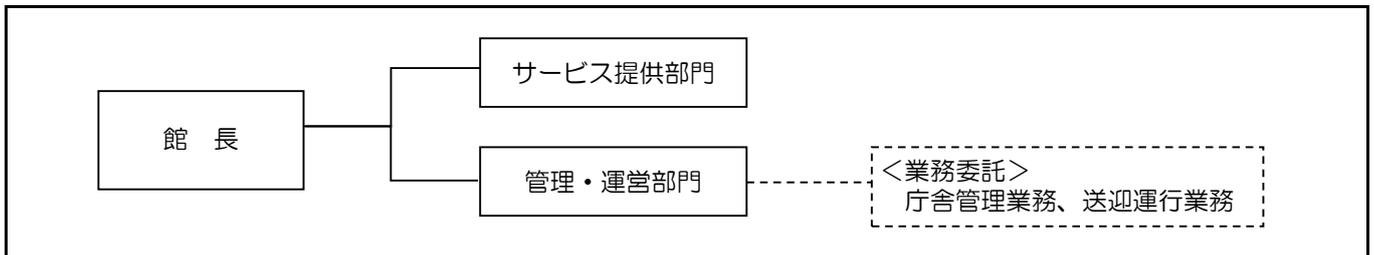
1 指定管理者の概要

名称	社会福祉法人 多摩同胞会	代表者	理事長 鈴木 恂子
所在地	府中市武蔵台一丁目10番地の1		
指定期間	平成31年4月1日～令和11年3月31日	報告期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	介護を必要とする高齢者等の自立した生活を支援し、在宅福祉の充実を図るとともに、地域交流を促進することにより、区民福祉の向上に資する。
管理業務の内容	(1) 高齢者在宅サービスセンターの事業に関する業務 (2) グループホームの運営に関する業務 (3) ケアハウスの運営に関する業務 (4) 区民施設の利用承認に関する業務 (5) 施設・設備の保守及び維持管理に関する業務

3 管理体制の状況



4 事業実績等

ア 高齢者在宅サービスセンター事業

	通所介護		介護予防通所介護		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員(日)	実施日数	利用者数	利用率
令和5年度	311日	6,310人	310日	231人	30人	310日	6,541人	70.3%
令和4年度	311日	5,925人	311日	233人	30人	311日	6,158人	66.0%
令和3年度	311日	5,850人	311日	130人	30人	311日	5,980人	64.1%

	認知症対応型 通所介護		介護予防認知症対応型 通所介護		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員(日)	実施日数	利用者数	利用率
令和5年度	311日	1,170人	310日	0人	12人	310日	1,170人	31.5%
令和4年度	311日	664人	311日	0人	12人	311日	664人	17.8%
令和3年度	311日	1,132人	311日	0人	12人	311日	1,132人	30.3%

	短期入所生活介護		介護予防 短期入所生活介護		計			
	実施日数	利用者数	実施日数	利用者数	定員	実施日数	利用者数	利用率
令和5年度	366日	6,268人	366日	27人	20床	366日	6,295人	86.0%
令和4年度	365日	5,718人	365日	14人	20床	365日	5,732人	78.5%
令和3年度	365日	5,786人	365日	13人	20床	365日	5,799人	79.4%

イ グループホームの運営

	定員	入退所者数		年度末在籍	平均介護度	平均年齢
		入所	退所			
令和5年度	9人	1人	1人	9人	2.1	92.2歳
令和4年度	9人	1人	1人	9人	2.3	91.2歳
令和3年度	9人	5人	4人	9人	2.7	89.9歳

ウ ケアハウスの運営

	定員	入退所者数		年度末在籍	平均介護度	平均年齢
		入所	退所			
令和5年度	20人	3人	3人	18人	0.4	86.4歳
令和4年度	20人	5人	4人	18人	0.9	84.7歳
令和3年度	20人	4人	5人	17人	0.7	82.2歳

エ 区民施設の利用

	多目的ホールA		多目的ホールB		今川記念室	
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数
令和5年度	480件	6,683人	355件	4,727人	102件	1,355人
令和4年度	386件	4,082人	263件	2,613人	90件	692人
令和3年度	164件	1,358人	93件	558人	19件	174人

オ 施設・設備の保守及び維持管理（通年）

- (P) 建物設備保守管理業務
- (I) 施設清掃業務
- (O) 警備業務 等

5 収支の状況

- ア 高齢者在宅サービスセンター事業
- イ グループホームの運営
- ウ ケアハウスの運営

		計	通所介護	短期入所生活介護	グループホーム	ケアハウス
収入	居宅介護料収入	175,832,890円	76,790,621円	64,942,418円	34,099,851円	0円
	利用者等利用料収入	39,516,349円	5,535,884円	14,855,574円	19,124,891円	0円
	補助金収入	65,412,895円	3,210,700円	4,475,961円	13,809,600円	43,916,634円
	事業収入	27,490,215円	0円	0円	0円	27,490,215円
	雑収入	344,500円	144,540円	197,600円	0円	2,360円
	合計(①)	308,596,849円	85,681,745円	84,471,553円	67,034,342円	71,409,209円
支出	人件費	227,573,934円	58,690,675円	60,663,358円	49,503,548円	58,716,353円
	事業費 ※	43,422,145円	11,413,734円	13,036,033円	11,499,445円	7,472,933円
	事務費 ※	28,905,303円	14,046,940円	9,873,340円	2,715,560円	2,269,463円
	合計(②)	299,901,382円	84,151,349円	83,572,731円	63,718,553円	68,458,749円
収支差額(①-②)		8,695,467円	1,530,396円	898,822円	3,315,789円	2,950,460円

※ 事業費に減価償却費等を含む。事務費は雑支出を含む。以下 同し。

エ 区民施設事業

収入		支出	
指定管理料	150,198,000円	人件費	16,479,234円
利用料収入	10,788,606円	事業費	35,561,527円
		事務費	108,942,085円
合計(①)	160,986,606円	合計(②)	160,982,846円
収支差額(①-②)	3,760円		

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して	収支に関して
<p>新型コロナウイルス感染症が2類感染症から5類感染症に移行したことに伴い、運営が平常時に戻りつつある年となった。感染予防、拡大防止対策をしながらも、ボランティア活動を再開、納涼会や新年会など施設全体の行事も実施し、利用者に楽しんでいただいた。</p> <p>通所介護事業では、区内事業所の休止に伴う受入れやほほえみプラザの強みである入浴の強化などから稼働率は70.3%となり、前年度より4.3%増加した。</p> <p>短期入所生活介護事業では、一昨年度の新規利用者が継続して利用していることや、利用者や家族からの紹介により利用につながったケースもあり、稼働率は86.0%となり、前年度より7.5%増加した。</p> <p>グループホーム事業では、1名退居があったが、申込も多数あり速やかに次の入居につながったことで、稼働率は98.6%となり、前年度より0.6%増加した。</p> <p>ケアハウス事業では、4月当初17名であったが、申し込みの無い状態が続いたため、稼働率は87.2%となり、前年度より3.1%減少した。</p> <p>区民施設(多目的ホール、今川記念室)利用事業では、人数制限、利用制限なしで貸し出しを行い、多目的ホールの件数は835件、利用者数は11,410人、また、今川記念室の件数は102件、利用者数は1,355人となり、いずれも前年度より件数、利用者数が大幅に増加した。</p> <p>更に、地域住民に知っていただく活動としてSNSを開発し、昨年度に引き続き積極的に情報発信を行った。インスタグラムの登録者数は1,877名と前年度より125名増えた。</p> <p>今後は、コロナ禍で制限や実行できなかった岩本町ほほえみプラザのコンセプトである「地域に開かれた施設」を再び目指すために、利用者、地域住民、関係機関とのコミュニケーションを積極的に図って、よりよい施設にする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が5類に移行となり、様々な事柄が緩和されたことから、全体的に利用が増え、収入の増加につながった。</p> <p>収入については、短期入所・通所介護・認知症通所・区民施設それぞれに前年度より増加した。ケアハウス・食事サービスは前年度に比べて減少するなど、一部予算策定稼働率を達成できなかった事業があるものの、全体として前年度より増加した。</p> <p>支出については、光熱水費は高騰に対して国の軽減措置があったことで前年度より支出が減少したが、人件費の増加や、施設の経年劣化により設備の修繕が多くあったことから、全体として前年度より増加した。</p> <p>収支差額がプラスとなった主な理由は、岩本町ほほえみプラザは在宅部門の割合が多く、ショートステイおよびデイサービス(認知デイ含む)の利用が特に増えたことである。</p> <p>昨年度と同様に、国内外の影響により、不安定な物流で納期が未定となったり、食材をはじめとする物価高騰が続いている。そのため、日頃からこまめな点検や、速やかな物品発注を行うなど、効率的かつ効果的な事業運営を行う必要がある。また、光熱費は国の軽減措置が終了することにより今後増加することは避けられないが、施設運営においては、引き続きサービスの維持を図りつつもエネルギー使用量の削減を徹底するなど、諸経費抑制に一層努める。</p>

7 区による評価・業務改善要求

区民施設の利用（多目的ホールA・B、今川記念室）においては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、令和5年度は件数・利用者数ともに回復し、区民自主サークルや一般団体の利用が活発に行われた。一方で、高齢者複合施設として、感染状況については引き続き警戒していく必要があり、職員及び利用者への一層の注意喚起を図るとともに、基本的な予防策を励行し、感染拡大防止に努めるよう、注力していただきたい。

また、通所介護では、こすり洗い・ボディソープ不要で身体を洗浄出来る入浴介助装置を導入し、入浴介助時間を削減すること等の運営努力により、利用率を約4%増加させたことは評価できる。

さらに、地域住民への周知活動として、SNSを積極的に活用している点も評価できる。今後は情報発信のみならず、投書やSNS上での評価アンケートといった評価的側面の視点から、情報受信の機会を持つこともぜひ検討していただきたい。

8 今後の指定管理に区が期待すること

高齢者施設及び区民施設いずれにおいても、地域における高齢者介護・家族支援の拠点として役割を果たせるよう、引き続き区との速やかな情報共有と連携を密に図り、運営を行っていただきたい。また、指定管理者として利用者へのサービス向上に努めるとともに、業務に従事する職員の健康と安全に十分留意していただき、運営することを期待する。

令和5年度 指定管理施設に係る事業報告概要

施設名	千代田区立障害者就労支援施設 (ジョブ・サポート・プラザ ちよだ)	所在地	千代田区九段南1-2-1
-----	--------------------------------------	-----	--------------

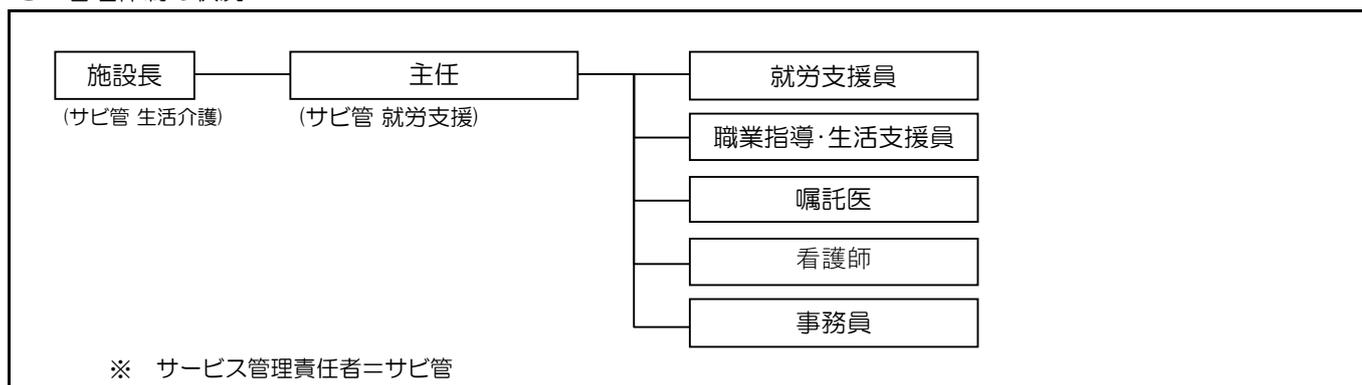
1 指定管理者の概要

名称	社会福祉法人 武蔵野会	代表者	理事長 高橋 信夫
所在地	東京都八王子市旭町12-4日本生命八王子ビル2F		
指定期間	令和4年4月1日～令和13年3月31日	報告期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	障害者に対し生産活動その他の活動の機会を提供することで障害者の自立を促進し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
管理業務の内容	(1) 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援に関する事業 (2) 同法第5条第14項に規定する就労継続支援に関する事業 (3) 同法第5条第7項に規定する生活介護に関する事業

3 管理体制の状況



4 事業実績等

ア 利用者数(各年度末現在)

提供サービスの種類	就労移行支援	就労継続支援(B型)	生活介護
令和5年度	0人	19人	10人
令和4年度	1人	20人	10人
令和3年度	0人	18人	10人

イ 行事・余暇支援

- ・ 所外活動：個別外出2回
- ・ 暑気払い 仕事納め他 施設内レク月1回

ウ 地域イベント等への参加

- ・ 千代田区文化芸術 秋のフェスティバルに出品
- ・ 千代田区理解促進事業
- ・ ふれあい祭り

5 収支の状況

収 入		支 出	
自立支援給付費収入	59,701,344円	人件費	82,217,264円
利用者負担金収入	264,897円	事務費・事業費支出	12,530,324円
受託事業収入	36,189,910円	固定資産取得支出・リース返済支出	1,026,645円
その他の収入	410,270円	積立資産支出（退職共済）	820,640円
合計（①）	96,566,421円	合計（②）	96,594,873円
収支差額（①－②）	△ 28,452		

5-2 収支の状況

収 入		支 出	
就労支援事業収入	20,625,872円	就労支援事業支出	20,453,931円
収支差額	171,941円		
工賃変動積立金取崩額	0円		

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して	収支に関して
<p>令和5年度は、生活介護10名、就労継続支援B型19名の総勢29名の利用者と施設運営を行った。法人の基本理念である「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」に則り、利用者の安心・安全・満足なサービスの提供に努めた。新型コロナウイルス感染症の対応が5類に移行したため、感染防護体制の見直しに努めるとともに感染症流行に備える業務継続計画を策定し、感染対策を強化した。「働く」を通じて人とひと、人と社会をつなげ「絆社会」を築く」というミッションを掲げ、積極的に地域に出ていく姿勢で運営を行い、その一環で区内広報掲示板のポスター掲出・除去事業を請け負った。これにより利用者の月額平均工賃は、1万9千円を目標として設定していたところ、2万円を超えた。また、地域イベント等への参加や法人所有のキッチンカーなどを活用することで、地域のパン販売や配達等の機会も増加し、利用者の就労機会の拡充にもつなげることができた。</p>	<p>自立支援給付費収入は生活介護、就労継続支援事業の給付費収入で、受託事業収入は千代田区からの指定管理料となっている。その他の収入は実習生受け入れ謝礼や、寄付金収入を計上している。</p> <p>収入については、利用者の2名増員により自立支援給付費収入が昨年度より420万円の増収となった。就労支援事業収入は今年度から千代田区の区設掲示板のポスター掲出作業を請け負い、昨年度よりほぼ倍額の収入となり利用者の平均工賃を上げることができた。</p> <p>支出については、支出を見込んでいた費用はほぼ計画通りに執行し、他に資産としてさくらベーカーリーの経年劣化した冷蔵庫の入替工事と、就労の掲出作業のため追加で電動自転車の購入を行った。</p>

7 区による評価・業務改善要求

<p>現指定管理者がジョブ・サポート・プラザ ちよだの運営を始めて1期3年目となり、安定した施設運営が行われており様々な成果が挙げられている。特に施設利用者の中から一般就労に結び付けることができた事例については大きな成果であると評価している。</p> <p>また、年々作業の種類を増やし、これまで作業に携わることができていなかったような生活介護の利用者においても、作業の切り出しをする等の創意工夫を凝らすことで作業が可能になったなど、現状に甘んじることなく常に良い施設となるように努力することで、昨年度以上に利用者へ寄り添った就労の機会が提供できる施設となっている。</p>

8 今後の指定管理に区が期待すること

<p>1人でも多くの利用者が今よりも充実した社会生活を送ることができるように、引き続きいろいろな支援を展開していただきたい。</p> <p>また、これまで以上に地域の様々なイベントに参加するなどして、地域との繋がりを深めていくことで、より一層地域に根差した施設となることを期待したい。</p>
--

令和5年度 指定管理施設に係る事業報告概要

施設名	千代田区立障害者福祉センター えみふる	所在地	千代田区神田駿河台2-5
-----	---------------------	-----	--------------

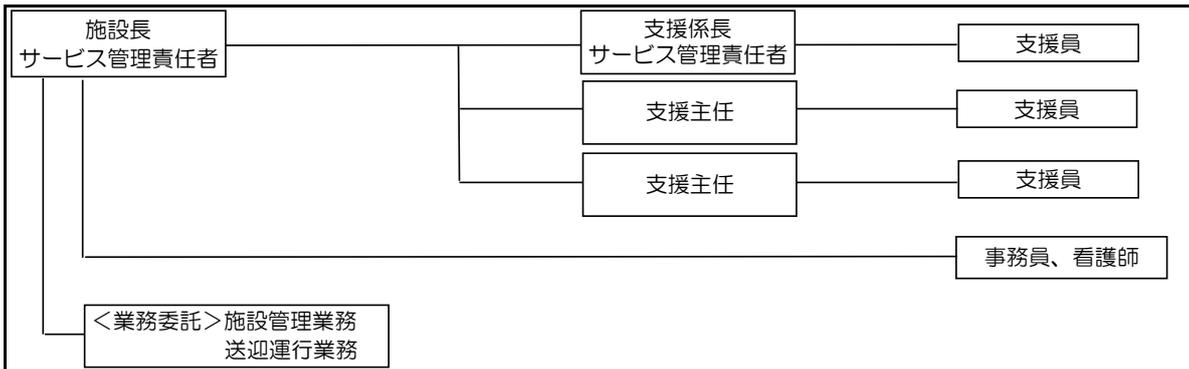
1 指定管理者の概要

名称	社会福祉法人 武蔵野会	代表者	理事長 高橋信夫
所在地	八王子市旭町12-4日本生命ビル2F		
指定期間	令和2年4月1日～令和12年3月31日	報告期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	障害者基本法の理念に基づき、身体・知的・精神の三障害及び難病の方々が地域で安心して自立した生活を営めるよう、一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供するだけでなく、集い、交流を深めることで、互いに助け合い、高め合い、共に生きることの喜びを共有できる場として障害者福祉センターを設置する。
管理業務の内容	(1) 地域活動支援センター (2) グループホーム、ショートステイ、特定相談、生活介護 (3) 施設及び設備の保守、維持管理

3 管理体制の状況



4 事業実績等

		計			地活計	
		区民	他区	合計		
地域活動支援センター（Ⅰ型）	相談事業	福祉相談	300	631	931	14,705
		健康相談	384	0	384	
		計画相談	4,413	0	4,413	
		基幹型相談支援	513	50	563	
		虐待相談	10	0	10	
	ぷらっと御茶ノ水		505	17	522	
	療浴事業		258	0	258	
	行事・講座等		1,684	582	2,266	
	機能回復訓練事業	地域生活リハビリ	103	0	103	
		社会適応支援	125	0	125	
		PT・OT・ST	381	0	381	
	講習会		923	0	923	
	日中一時支援	スマイルちよだ	1,752	0	1,752	
		レスパイト	16	0	16	
		タイムケア	0	0	0	
	団体利用	利用団体数（実数）	162	0	162	
		利用人数	1,291	605	1,896	
	グループホーム事業		1,460	0	1,460	
	短期入所	利用者数	1,273	92	1,365	
		一時保護	0	0	0	
生活介護事業（契約者数）		126	0	126		
生活介護事業（利用総数）		2,113	0	2,113		
施設利用者合計		17,504	1,977	19,481		

5 収支の状況

収 入		支 出	
指定管理料	247,118,599円	人件費（退職給与引当金含む）	209,373,377円
運営業務受託料	1,728,000円	事業費	33,915,585円
自立支援費等収入	73,094,181円	事務費	88,682,354円
その他の収入	1,699,285円	その他の支出	2,226,507円
合計（①）	323,640,065円	合計（②）	334,197,823円
収支差額（①－②）	△ 10,557,758		

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して	収支に関して
<p>障害者福祉センターえみふるでは、障がいの有無に関わらず地域の交流促進に努めている。</p> <p>交流人口は、22,422名と令和4年度の20,679名と比較して、1,743名の増加だった。新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いてきたこともあり、納涼祭の規模を広げたり、宿泊バスハイクを再開したことなど、行事への参加者が増加したことが要因として考えられる。児童から高齢者まで、幅広い年代の方が参加しており、定期的に利用していた利用者だけでなく、新規での利用者も増えている。令和5年度から令和7年度の3年間をかけて、交流人口を25,000人にするという目標の達成へ向けて、障がいのあるなしに関わらず、誰もが利用でき、障害者の中に健常者、健常者の中に障害者がいるのが当たり前の環境となるように新たな取り組みをしていく。</p>	<p>施設会計は15期目となる。千代田区の指定管理料は総収入額の76.45%になる。家賃助成金等の区助成金、共同生活援助、短期入所、特定相談支援、生活介護の障害者総合支援法の報酬や利用者自己負担、また、入浴サービス等の利用者利用料などの収入があった。これらの収入に関わる事業の利用率は、共同生活援助100%、短期入所92.6%、生活介護43.3%だった。</p> <p>令和4年度の収入と比較して、指定管理料11,828,401円の減少、自立支援費等収入2,492,391円の減少、その他の収入685,138円の増加で合計13,635,654円の減少となった。自立支援費収入が減少した要因として、生活介護の利用者が減ったこと、その他の収入が増加した要因として、保険金の受け取りや販売品の収入が考えられる。</p> <p>支出は、人件費12,632,513円の増加、事業費3,416,456円の増加、事務費13,597,925円の減少、その他の支出9,944,092円の減少で合計7,493,048円の減少となった。これは、職員数の増加、行事の再開と拡大が要因として考えられる。</p> <p>今後も事業内容の精査や効果検証を行い、収支の安定を図っていく。</p>

7 区による評価・業務改善要求

<p>令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により中止・縮小されていた宿泊バスハイクや納涼祭等のイベントについて新型コロナウイルス感染症流行前と同じ規模、水準で実施でき、交流人口も増加しているため、障害のあるなしにかかわらず誰もが利用できる環境作りが進められていると評価している。</p> <p>一方、ローテーション勤務のある福祉現場において、伝達した情報の職員間における共有が課題であるため、職員間の連携をさらに強化できるよう改善していただきたい。</p>
--

8 今後の指定管理に区が期待すること

<p>区内における相談支援サービスの需要は年々増加してきており、その内容は複雑・多岐にわたる。地域の相談支援の中核的な役割を担う存在として、地域の相談支援事業所等の関係機関との連携強化に取り組んでいただきたい。</p> <p>また、令和6年4月に自主事業として新たにコミュニティカフェ「ちよだんごカフェ」を開設したため、えみふるが障害等をお持ちの方にとって、就労体験などの多様な社会参加の機会創出や居場所づくり、地域とのふれあい促進に寄与する施設となることを期待したい。</p>

令和5年度 指定管理施設に係る事業報告概要

施設名	千代田区高齢者総合サポートセンター（かがやきプラザ）	所在地	千代田区九段南1-6-10
-----	----------------------------	-----	---------------

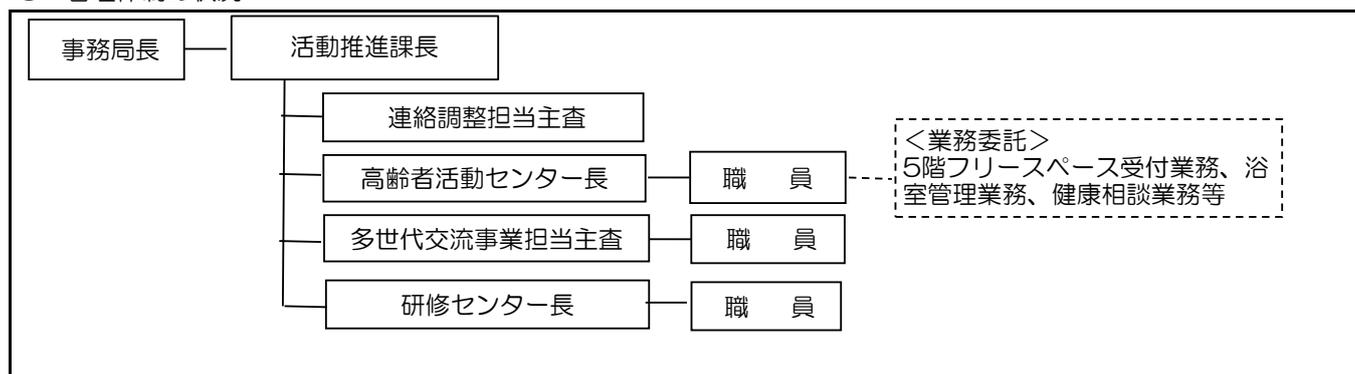
1 指定管理者の概要

名称	社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会	代表者	会長 中井修
所在地	千代田区九段南1-6-10		
指定期間	令和3年4月1日～令和13年3月31日	報告期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

2 管理施設の概要

施設の目的	<p>【高齢者活動センター】 高齢者の各種相談に応じるほか、健康の保持・増進、教養の向上、レクリエーションなど、健康づくりや社会参加の機会をつくり、高齢者福祉の増進を図る。</p> <p>【研修センター】 福祉ボランティア、家族介護者、介護・福祉サービス等従事者のスキルアップ研修、介護と医療の連携を図る研修、介護職の人材確保等を目的とした事業、区民の福祉理解の促進事業を通して、高齢者総合サポートセンターの設置目的である地域包括ケアシステムの推進を行う。</p> <p>【多世代交流事業～ちよだで多世代交流Ciao（チャオ）!～】 子どもから大人まで多くの区民の出会いを促進し、人と人がつながり、交流する場を創出する。</p>
管理業務の内容	<p>【高齢者活動センター】</p> <p>(1) 高齢者活動センター事業に関する業務</p> <p>①健康維持増進、機能回復訓練 ②教養の向上、レクリエーション ③健康相談、指導等</p> <p>(2) 施設・設備の保守および維持管理</p> <p>【研修センター】</p> <p>(1) 次に挙げる講習、講座等の開催</p> <p>①ボランティアの育成と活動支援 ②家族介護者のスキルアップ ③介護・福祉従事者のスキルアップ ④福祉知識の普及・理解促進 ⑤介護・福祉人材の育成と就職・復職支援 ⑥介護カウンセリング</p> <p>(2) 閲覧室の管理</p> <p>①利用開放 ②備品・物品の維持管理</p> <p>【多世代交流事業～ちよだで多世代交流Ciao（チャオ）!～】 多世代交流の促進</p>

3 管理体制の状況



4 事業実績等

【高齢者活動センター】

ア 利用者数実績

	年間開館日	利用者数		利用登録者数	(内新規登録者数)	浴室入浴者数
			一日平均利用者数			
令和5年度	350日	61,738人	176人	1,207人	(186人)	16,458人

	健康づくり事業			ふれあいクラブ	講座等 講座・講習会等	団体支援		季節・レクリエーション	ボランティア活動	見学等	その他施設利用等
	健康づくり事業	機能回復訓練	その他健康事業			長寿会支援	同好会支援・手作り事業				
令和5年度	19,043人	959人	12,170人	992人	3,086人	2,673人	10,748人	609人	1,564人	115人	9,779人

イ 活動事業実績

項目	内容
活動センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・かがやき大学前期（22講座42回・延べ1,318名）・後期（全26講座45回・延べ1,291名） ・記念講演会（2回188名）、講習会（86回・224名）・ふれあいクラブ（122回・948名） ・しょうぶ湯（1回・53名）・納涼会（1回・119名）・ゆず湯（1回、53名） ・今年もサンタがやってくる（1回、11名）・クリスマスコンサート（34名） ・新春おたのしみ会（1回、44名） ・節分福まき会（1回、56名） ・魅惑のオペラミニコンサート（1回、60名）・暁星小学校3年生がやってくる（3回、177名） ・ピリヤード、卓球、ゴルフ、マージャンご新規day（63回、307名）
同好会活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・同好会49団体
長寿会活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿会各地区例会・誕生会での健康講座等の開催（58回、2,691名） ・連合長寿会役員会（10回）・連合長寿会のんびりお散歩会（1回、22名） ・連合長寿会のんびりバスツアー（1回、51名）・ふれあい福祉まつり（1回、278名） ・連合長寿会広報紙「はくちょう」発行（年2回、各2,000部）
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動（573回、活動人数1,564名）
PR活動	<ul style="list-style-type: none"> ・月報「のぞみ」発行（毎月）、高齢者活動センター利用案内、高齢者活動センター利用の手引き、同好会の手引きの発行、区報・社協だより等に事業掲載、ホームページで情報発信

ウ 施設の維持管理業務

- ・浴室浴槽管理業務（定期点検含む）
- ・5階フリースペース案内受付業務（利用証確認等）

【研修センター】

ア 活動事業実績

(1) 講習、講座等		回数	のべ 参加者数
ボランティアの育成と活動支援		15回	264人
家族介護者のスキルアップ		7回	108人
介護・福祉従事者のスキルアップ		66回	1,365人
区民向け福祉・医療学習		8回	448人
介護・福祉人材の育成と就職・復職支援		3回	82人
介護カウンセリング		24回	29人
協力研修		1回	17人
講座等実績計		124回	2,313人
(2) 閲覧室利用開放（仕様書第1条第2項⑤）日数		350日	—
新) 中学生向け自習スペース開放（試行実施）		48回	24人

【多世代交流事業～ちよだで多世代交流Ciao（チャオ）!～】

ア 活動事業実績

(1) 講習、講座等		回数	のべ 参加者数
あそび講座		1回	108人
多世代交流カレッジ		14回	425人
ひだまりサロン		14回	355人
多世代交流食堂かがやキッチン		4回	30人
協働事業		29回	343人
その他企画		13回	345人
ボランティア実績		—	401人
実績計		75回	2,007人

5 収支の状況

【総計】

収 入		支 出	
指定管理料収入	161,153,050円	人件費支出	96,052,761円
事業収入	1,242,050円	事務事業費支出	58,028,940円
その他収入	68,216円	合計(②)	154,081,701円
合計(①)	162,463,316円		
収支差額(①-②)	8,381,615円		

【高齢者活動センター】

収 入		支 出	
指定管理料収入	106,287,400円	人件費支出	71,573,385円
事業収入	977,800円	事務事業費支出	33,490,794円
その他収入	68,216円	合計(②)	105,064,179円
合計(①)	107,333,416円		
収支差額(①-②)	2,269,237円		

【多世代交流事業～ちよだで多世代交流Ciao（チャオ）!】

収 入		支 出	
指定管理料収入	14,447,000円	人件費支出	10,616,761円
事業収入	77,800円	事務事業費支出	2,898,118円
その他収入	0円	合計(②)	13,514,879円
合計(①)	14,524,800円		
収支差額(①-②)	1,009,921円		

【研修センター】

収 入		支 出	
指定管理料収入	27,289,650円	人件費支出	13,862,615円
事業収入	89,450円	事務事業費支出	8,551,386円
その他収入	0円	合計(②)	22,414,001円
合計(①)	27,379,100円		
収支差額(①-②)	4,965,099円		

【その他運営業務（1階総合受付・諸室貸出業務等）】

収 入		支 出	
指定管理料収入	13,129,000円	人件費支出	0円
事業収入	97,000円	事務事業費支出	13,088,642円
その他収入	0円	合計(②)	13,088,642円
合計(①)	13,226,000円		
収支差額(①-②)	137,358円		

6 指定管理者による自己評価

サービス提供に関して	収支に関して
<p>【高齢者活動センター】</p> <p>①高齢者活動センター運営 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、介護予防やフレイル予防事業、季節行事等の充実を図り、高齢者の健康づくり・生きがいづくり・社会参加を充実させ、施設を運営した。（延べ参加者数：61,738名）</p> <p>②同好会活動の支援 感染症対策を十分に講じた上で、同好会活動を支援することで、友人との出会いや関わりの機会が増え、利用者の不安やストレス軽減につながった。また同好会作品展や一部の大会を再開し、活動者の活躍の場づくりを行った。</p> <p>③健康づくり・介護予防 トレーニングマシンへの利用ニーズの高まりを受け、運動指導員がマシン利用やストレッチの指導、理学療法士が理学療法評価や新規利用者の運動プログラムの作成などの役割分担ときめ細やかな対応で実施した。また、健康や生活状況を確認し支援が必要な場合は、相談センターや関係機関と連携した支援を展開した（トレーニングマシン：8,160名、スポット体操：315名）。</p> <p>④社会参加の支援 高齢者の社会参加支援としてのかがやき大学は、4～9月を前編、10～11月を後編とした通年講座として、健康やフレイル予防に加え、多文化共生や5階テラスを活用した園芸講座など新たなテーマを取り入れ、様々な分野の48講座を対面で実施した。延べ2,797名が参加した。</p>	<p>＜収入状況＞ 収入予算額 108,471,000円 収入決算額 107,333,416円 執行率：99.0%</p> <p>＜支出状況＞ 歳出予算額 108,471,000円 歳出決算額 105,064,179円 執行率：96.9%</p> <p>＜分析＞ 収支ともに100%近い執行率となった。新型コロナの5類感染症移行を受けて殆どの事業を復旧するとともに参加人数・部屋定員等の制限をほぼ解除したことにより、施設・事業利用者数がコロナ前とほぼ同等まで回復したことが大きな要因と考えられる。</p> <p>＜評価＞ コロナ禍後の物価上昇をはじめとした諸経費高騰の社会情勢から、今後の事業支出増は確実であることから、10年間収支計画で定められている指定管理料の中で事業の継続と充実を図るために、適切かつ必要な事業参加費の設定を検討する必要がある。また、施設開設・部署発足から10年を経過するため、施設・設備機器等のメンテナンス・更新を計画的に進められるよう、経費計画を作成することも必要である。</p>
<p>【多世代交流事業～ちよだで多世代交流Ciao（チャオ）!～】</p> <p>①多様な主体との協働による多世代交流 コロナ禍で休止していた「多世代交流食堂かがやキッチン」を4年ぶりに再開。地域の調理ボランティアと中高生の配膳ボランティアを再組織化し、一人暮らし高齢者を招いて食事会を通じた交流を行った（実施回数4回、参加者数30名）。</p> <p>上智大学、法政大学、国際ボランティア学生協会（IVUSA）など大学生だけでなく、九段中等教育学校、暁星小学校など小中学生らとの協働により、多様な世代が参加・交流する機会を創出した。</p> <p>インド、南アフリカ共和国など、区内の大使館や外国文化施設、芸術系のNPOと連携し、多世代が集まって異文化体験や芸術体験をする企画も実施した。</p> <p>②多世代交流に関わるボランティアの養成と協働 かがやきプラザ5階テラスを活用した多世代交流サロン「ガーデンサロン～はるのひ～」や「ポッチャサポーター養成講座」など、住民が多世代交流に主体的に関わるための講座を実施した。5階テラスを知ってもらうことを通じ、具体的な活動にも結びついた。また高齢者活動センターのボランティア（企画運営サポーター）とともに、ひだまりサロンの運営や企画を行った。（活動回数75回、ボランティアのべ404名）</p>	<p>＜収入状況＞ 収入予算額 14,527,000円 収入決算額 14,524,800円 執行率：99.98%</p> <p>＜支出状況＞ 歳出予算額 14,527,000円 歳出決算額 13,514,879円 執行率：93.0%</p> <p>＜分析＞ 収支ともに100%近い執行率となった。新型コロナの5類感染症移行を受けて殆どの事業を復旧するとともに参加人数・部屋定員等の制限をほぼ解除したことにより、事業利用者数がコロナ前とほぼ同等まで回復したことが大きな要因と考えられる。</p> <p>＜評価＞ コロナ禍後の物価上昇をはじめとした諸経費高騰の社会情勢から、今後の事業支出増は確実であることから、10年間収支計画で定められている指定管理料の中で事業の継続と充実を図るために、適切かつ必要な事業参加費の設定を検討する必要がある。また、部署発足から10年を経過するため、設備機器等のメンテナンス・更新を計画的に進められるよう、経費計画を作成することも必要である。</p>

サービス提供に関して	収支に関して
<p>【研修センター】</p> <p>①ボランティアの育成と活動支援 セカンドライフを迎える年代を対象に地域活動に関心を持ってもらい、社会参加が健康にもたらす効果を学び、地域の活動を知ってもらうきっかけづくりに繋がった。また、高齢者の傾聴ニーズの高まりもあり、ハンドケアをしながら話を聴く講座を企画。講座終了後には、参加者同士の繋がりをつくり、修了生がグループとなって高齢者活動センターでの定期的な活動に繋がっている。</p> <p>②家族介護者のスキルアップ コロナ5類へ移行後、すべて対面で実施。介護者のレスパイト、特に精神的な負担軽減を図るため、ストレスマネジメントのコツを学ぶ内容を実施したほか、座談会方式を取り入れ、参加者同士が悩みや疑問を共有できるような運営に工夫をした。</p> <p>③介護・福祉従事者のスキルアップ 介護や認知症に関するテーマだけでなく、新たな課題となる外国人住民への相談対応基礎知識研修、介護や相談支援に欠かせない医療知識として、大人の発達障害や認知症と間違えやすい疾患への理解等、新たなテーマを取り入れた。また、区内の高齢・障害・子ども分野で相談支援や地域づくりを行う職員が一同に会し、分野を超えた顔の見える関係づくりを行うコーディネーター連携強化推進プログラムを全4回福祉総務課と共催で実施。多職種協働研修は対面で2回実施し、延べ122名の参加、顔を合わせてお互いを知り、多職種による連携方法を具体的に学ぶ満足度の高い研修となった。</p> <p>④福祉知識の普及 障害者の理解を深めるイベントや講座を実施した。「福祉体験カフェひだまり」では参加者が楽しみながら障害体験できる空間を演出し、講座参加後にボランティアグループ等への参加に繋がった。また、様々な場面での孤独、孤立対策が現下の最重要課題であることから、意見交換する場として「ひきこもりへの理解を深める学習会」を実施した。参加者の集客に苦労したが、ひきこもりに対する偏見をなくし、各自が何を地域でできるのかを考える機会につながった。</p> <p>⑤介護・福祉人材の育成と就職・復職支援 介護のしごと相談面接会を実施（計3回延べ68名参加）。面接会は29名の参加で施設見学につながったのは8名、面接が5名、うち2名が区内事業所へ就職につながった。新たな試みとして大学生の介護現場でのインターンシップについて検討したが、受け入れ時期や対応可能な学年が絞られることなどから実施には至っていない。介護職を検討中の中老年層を対象にインターンシップ事業実施にむけて検討したい。</p>	<p><収入状況> 収入予算額 29,440,000円 収入決算額 27,379,100円 執行率：93.0%</p> <p><支出状況> 歳出予算額 29,440,000円 歳出決算額 22,414,001円 執行率：76.1%</p> <p><分析> 収入決算は執行率93%、支出決算は執行率76%に留まった。200万円近い概算払い金精算額（予算比約7%）が生じたほか、直接開催の初任者研修が参加者不足で中止となったこと、感染症対策を経てオンライン研修の比率が上がった（消耗品費支出が減った）ことなどが主な要因として挙げられる。</p> <p><評価> 研修受講費等助成事業で概算払い金（予算）の80%近い不用額が生じていることから、当該助成事業の経費積算見直しが必要。また、参加者不足に起因する事業中止の事態を招かないために、事業企画や参加者募集方法等の再検討・工夫も必要である。</p>

サービス提供に関して	収支に関して
<p>【施設運営業務（1階総合案内、諸室貸出等）】</p> <p>① 来館者の利便向上のため、1階総合案内を年末年始（12月31日から1月3日）を除く毎日9時00分から17時00分まで配置した。入館時の感染症対策として検温・マスク着用をお願いを行うとともに、利用上の注意が必要な場所に注意喚起を促す表示を掲示することなどにより、大きな事故なく施設運営を行うことができた。今後も、高齢化が進む活動センター利用者が施設利用者の多数を占めることを念頭に、出勤者の構成に関わらず利用者の体調不良や転倒など不測の事態に対応できる体制を維持していく必要がある。そのために、ローテーション勤務の中、どの職員であっても迅速で適切な対応ができるよう職員への救急対応フロー周知を徹底するとともに、救急対応フローが常に有効に機能するように、適宜必要な見直しと確認を行っていく。</p> <p>② 諸室貸出件数は9件で、97,000円の利用率収入があった。</p> <p>③ 指定管理運営協議会を7月・3月の2回開催した。そこで把握した利用者満足度や意見・要望等を事業・施設運営に反映することで、更なるサービス向上を図ることができた。</p>	<p><収入状況></p> <p>収入予算額 13,179,000円 収入決算額 13,226,000円 執行率：100.4%</p> <p><支出状況></p> <p>歳出予算額 13,179,000円 歳出決算額 13,088,642円 執行率：99.3%</p> <p><分析></p> <p>1階総合案内の委託費13016千円が収支予算の99%を占める事業区分であることから、新型コロナ等に影響されることなく、収支ともほぼ100%の執行が続いている。</p> <p><評価></p> <p>諸経費高騰の影響が近々総合案内委託費に及びことは確実である。諸室貸出増による収入（自主財源）増を図るとともに、現状の委託業務内容で支出予算（指定管理料＋諸室貸出料収入）を上回る委託費が必要となった場合の対応策を検討しておく必要がある。</p>

7 区による評価・業務改善要求

高齢者活動センターでは新型コロナウイルス感染症の5類移行後も感染症対策に配慮するとともに介護予防・フレイル対策・季節行事の充実を図り利用者の健康づくり・生きがいづくり・社会参加につなげている。また、かがやき大学では多文化共生や園芸講座など新たなテーマを加え多様化が図られている。多世代交流事業では大学生をはじめ小中学生とも協働した幅広い世代の交流、区内大使館、文化施設、芸術系NPOとの連携による、異文化体験、芸術体験等の企画を行っている。研修センターでは社会福祉協議会として得た当事者のニーズを取り込み参加者の満足度の高い研修を行っている。サークル活動は活発ではあるが、メンバーの高齢化や減少がみられるので、新規メンバーの獲得等のサポートを期待したい。

8 今後の指定管理に区が期待すること

引き続き、利用者の安全に配慮した施設・事業運営を徹底してほしい。利用者が元気で生き生きとられるよう、フレイル対策や介護予防、仲間づくりなど心身の健康増進に向けた更なる取り組みにも期待する。良い内容の事業を多数実施しているもののこれらの事業の認知度が伸び悩んでいることから、周知方法を工夫し認知度・利用者の増を図って欲しい。

(仮称)神田錦町三丁目施設整備住民説明会について

1 住民説明会概要

- (1) 日 時:令和6年8月25日(日) 午前10時~12時
- (2) 場 所:かがやきプラザ 4階 会議室
- (3) 説明内容(詳細は、別紙、住民説明会資料のとおり)
 - ①施設の概要図案提示
 - ②地域交流機能の説明
- (4) 参加者:35名
- (5) 主な質疑・意見等
 - バルコニーは必要なものなのか。
→法令上、必要となる避難経路として使用する。
 - バルコニーは日常的に使用するのか。
→主に避難経路として使用するため、日常的には使用することを想定していない。
 - 建物の一番高い場所はどこになるのか。
→屋上のエレベーター塔屋が一番高い場所となる予定である。
 - 可能な限り建物を南側に寄せてほしい。
 - 日影図を示してほしい。
→今後開催予定の条例に基づく説明会でお示しする。

2 今後のスケジュール(予定)

- (1) 令和6年10月 実施設計 着手
- (2) 令和6年10~11月 早期周知制度に基づく設計説明会
- (3) 令和6年12月~翌1月 中高層条例に基づく設計説明会
- (4) 令和7年 7月 新規施設建設工事 着工
- (5) 令和8年12月 竣工
- (6) 令和9年 3月 開設

(仮称)神田錦町三丁目施設整備等業務

住民説明会資料

スターツグループ
2024.8.25

目次

1. 施設の概要
2. 各階平面図
3. 地域交流機能
4. 今後の予定

1. 施設の概要

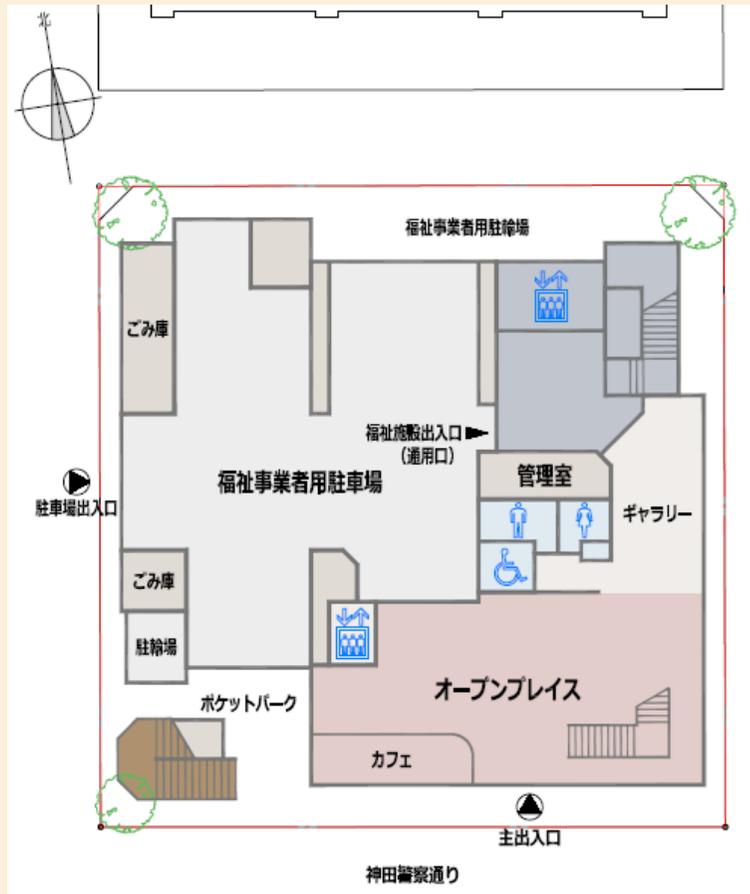
【施設全体の階構成】

		階	機能
8F	高齢者施設	8階	認知症対応型共同生活介護
7F		7階	認知症対応型共同生活介護
6F		6階	看護小規模多機能型居宅介護・訪問看護ステーション
5F	障害者支援施設	5階	日中サービス支援型共同生活援助・短期入所
4F		4階	日中サービス支援型共同生活援助・短期入所
3F		3階	就労支援継続B型(水耕栽培等)、移動支援事業、障害者よろず相談、障害者就労支援センター
2F	地域交流スペース・防災備蓄機能	2階	地域交流スペース(ラウンジ・貸室)、防災備蓄倉庫
1F	駐車場・駐輪場	1階	地域交流スペース(オープンプレイス・ギャラリー・カフェ)、エントランス、駐車場・駐輪場、

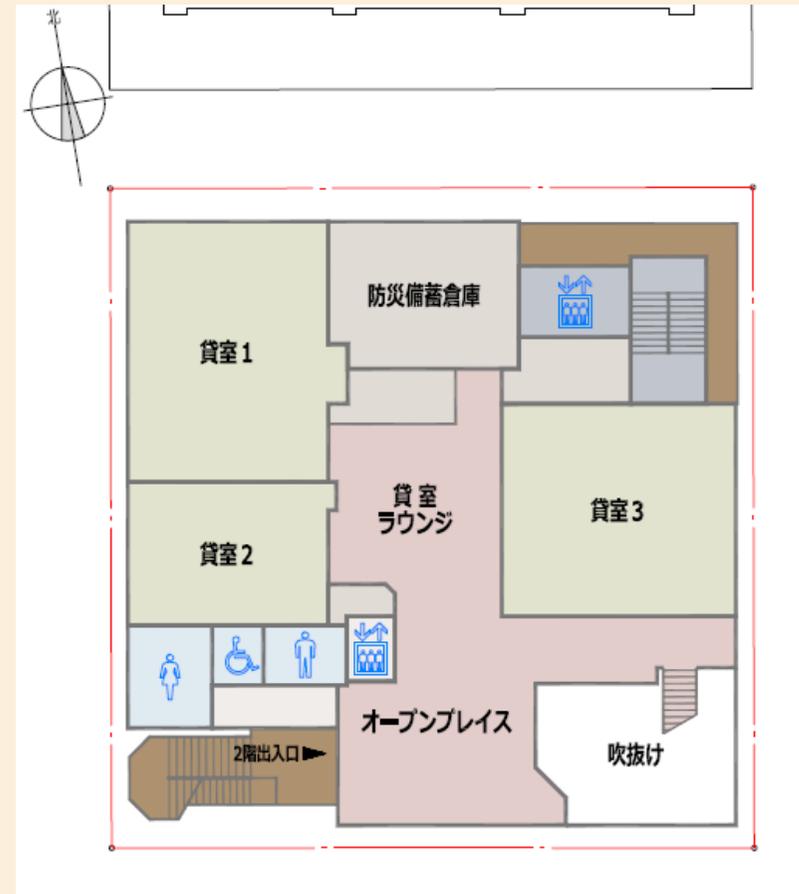
【構造・規模】

構造 : 鉄筋コンクリート造(免震) 31.69m階 数 : 地上8階建て
高さ : 約31.69m(塔屋含む) 延床面積 : 約3,818㎡

2. 各階平面図(地域交流機能)

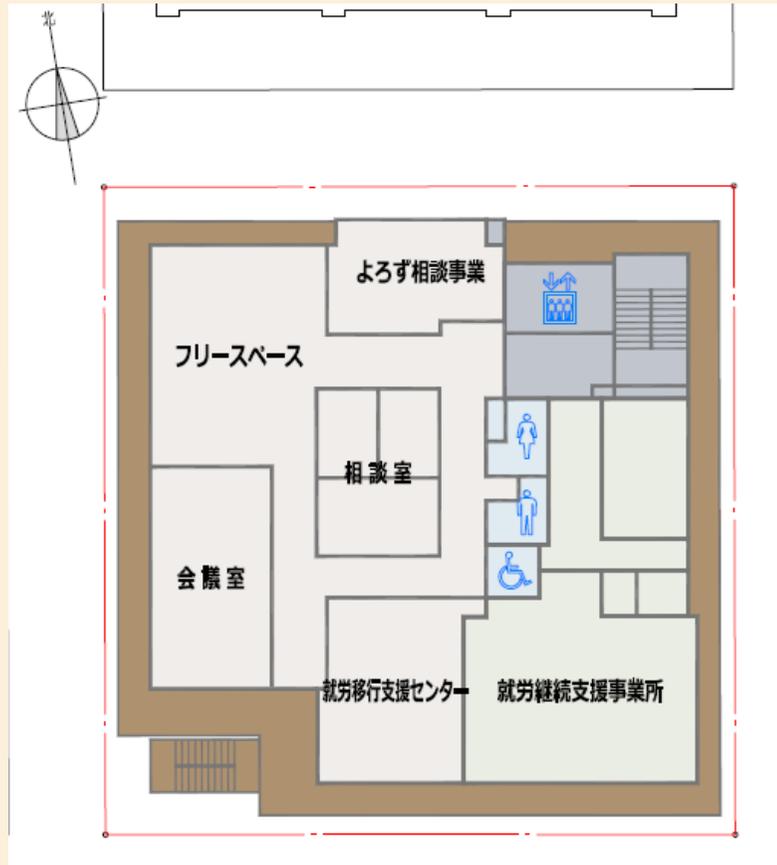


【1階平面図】

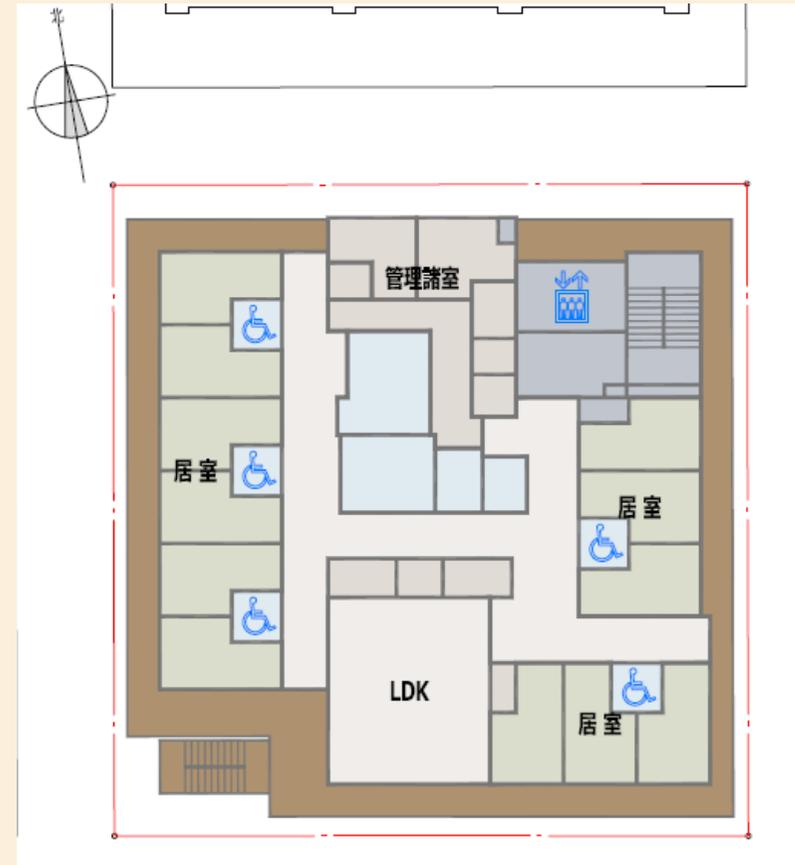


【2階平面図】

2. 各階平面図(区施設・障害者支援施設)

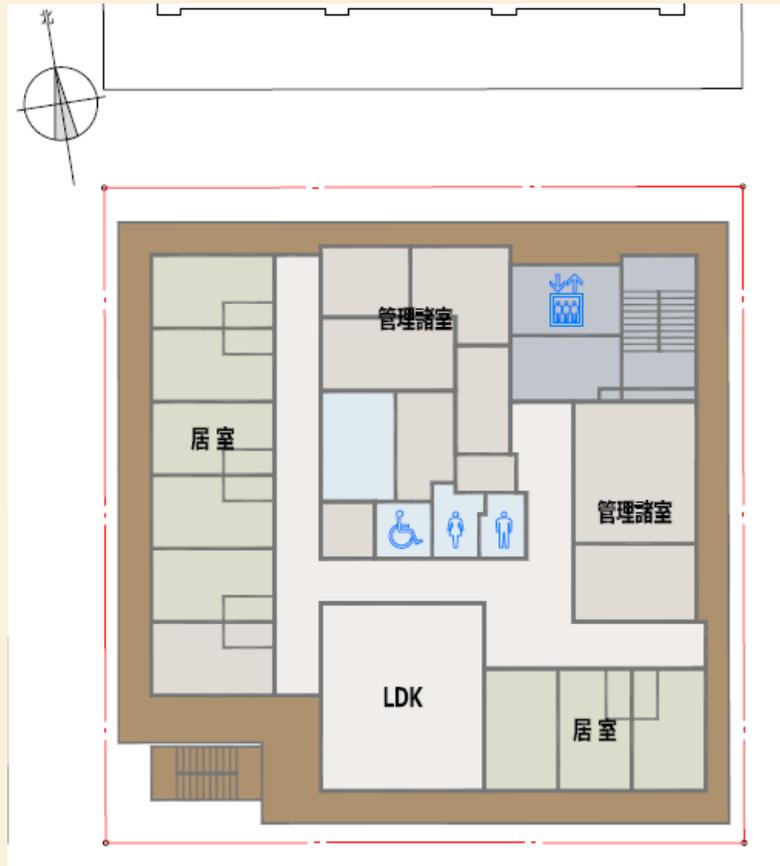


【3階平面図】

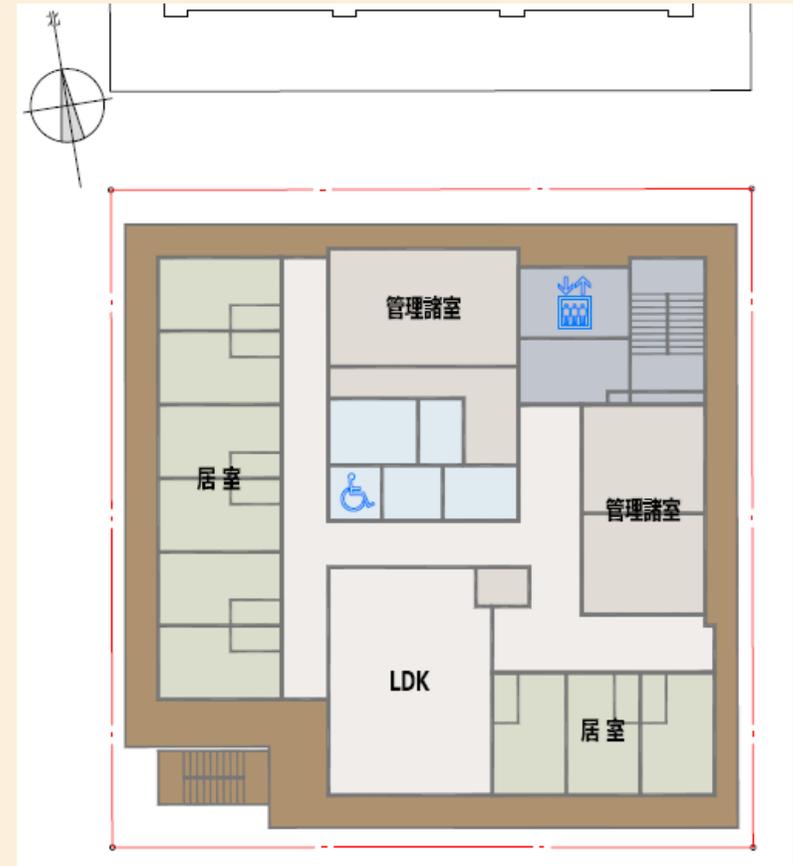


【4・5階平面図】

2. 各階平面図(高齢者施設)



【6階平面図】



【7・8階平面図】

2. 各階平面図(屋上)



【屋上平面図】

3. 地域交流機能

地域交流機能のコンセプト：“common” = 共



【“common” = 共】

「privateとpublic」、「健常と障害」、「若者と高齢者」、「リアルとデジタル」、「区内と区外」。

これらの“アイダ”に橋を架け、分断をつなぐことで、閉じた「個」がひらいていく“**common**”
スペースを整備します。

3. 地域交流機能

メインコンテンツ(備える機能)

コーヒー

本

アート

テクノロジー



豆にこだわりカフェ運営やコーヒーイベントを開催
⇒地域に向けて施設の存在を広く認知



プロが選書した本を1-2階の随所に配置
⇒コミュニケーションのきっかけを創出



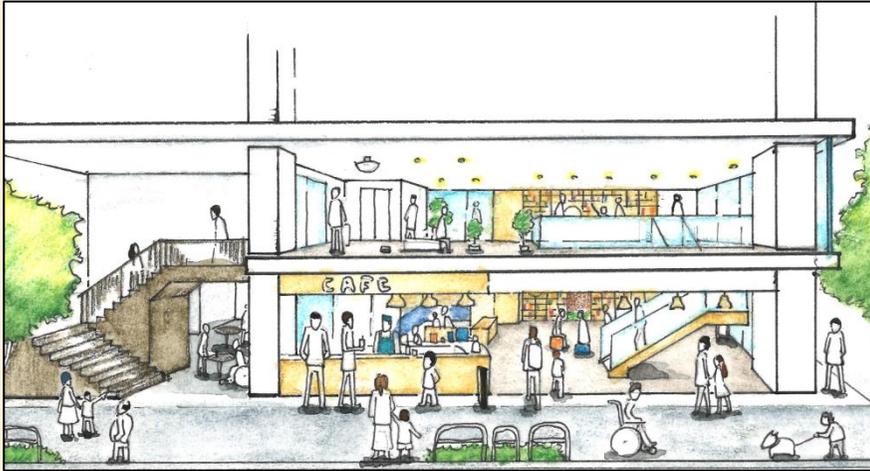
展示やイベント向けのギャラリーを配置
⇒アートを基に地域の文化交流の場を整備



社会参加を支援する分身ロボットの導入
⇒アクセシビリティ・ユーザビリティを向上

3. 地域交流機能

地域交流機能の断面



オープンプレイス



- ・訪れた人が自由に過ごし、他者とつながれる多目的交流拠点を整備します
- ・各機能がゆるやかに接続し、住民アンケートで求められた「カフェ・飲食スペース」「図書館のようなスペース」「区民集会室」等の機能を兼ね備えた空間を整備します
- ・地域の多様性を知るきっかけとなり、障害等のある方や高齢者への理解を促進し、共生社会の実現に貢献します
- ・誰もが入りやすい空間を意識した、開放感溢れるレイアウトとします
- ・本を活用した空間づくりのノウハウを活かした、独創的な運営を行います
- ・本は毎月100冊程度を追加で選書します
- ・本、コーヒー、アートを主題とした、多様な人々が交流するイベントを企画、開催します

3. 地域交流機能

ギャラリー(1階)、ラウンジ・貸室(2階)



- ・ギャラリーには、地域のクリエイターや障害等のある方が作成した作品を展示します
- ・来訪者が自由にアートを楽しめる場とします
- ・人々や地域とコミュニケーションを取りながら創作活動ができる空間とします
- ・ラウンジ・貸室は、区民館のような貸しスペースやイベントスペースとして活用いただけます

カフェ



- ・警察通りに面した視認性の良い場所に、カフェを整備
- ・コーヒーは店内で本と一緒に楽しむことが可能
- ・通り沿いにテイクアウトスペースも設けられた、地域に開かれた施設
- ・コーヒー鑑定士が、環境アンバサダーの菜園料理家と協働し、素材にこだわったメニューを提供

3. 地域交流機能(検討案)

【障害者支援施設運営予定者との連携案】

- 入所者や地域の方で、**コーヒーを入れるワークショップ**を開催。
- 入所者が、**施設内でコーヒー豆の焙煎や選別**をする。焙煎した豆は平成会にて購入し、施設で楽しむ。
- 一人一人に**担当の本棚を決め、メンテナンス**をしていただく。ラインナップや並び方で個性的な本棚へ。
- 施設内の**植栽をメンテナンス**していただく。植物を育てることで、コミュニティ形成を図り、ココロとカラダの健康づくりに寄与。
- 外部講師や、平成会の美大卒の職員を招いて絵を描く。**入所者が描いた絵を、施設のチラシや商品パッケージにする。**
- 施設内のリビングや各部屋にて**アートを制作**。イベントとしてみんなと一緒に作業をしたり、貸室にてライブペインティング的に実施することも想定。
- モノづくりのワークショップ。

【高齢者施設運営予定者との連携案】

- 近隣の学校に連携を働きかける。
- **周辺道路等の清掃や小学生の誘導等**、日課(ルーティーン)として連携。地域の人に利用者のことを知っていただく。
- **植物の育成**。栽培するというよりは、愛でたり触れたりを想定。**高齢者施設で育てた植物を地域交流施設等に配置**する。
- 高齢者施設の利用者に「**今日のつばやき(メッセージ)**」を書いていただき、カフェでの商品提供の際に一緒にお渡しする。

3. 地域交流機能(検討案)



入所者や地域の方で、コーヒーを入れるワークショップを開催。また、入所者には豆の焙煎や選別もご協力いただく。



入所者一人一人に担当の本棚を決め、メンテナンスしていただく。ラインナップや並べ方で個性的な本棚へ。



施設内の植栽をメンテナンスしていただく。コミュニティ形成を図り、ココロとカラダの健康づくりに寄与。



外部講師等を招いて、絵を描く。入所者が描いた絵は、施設のチラシや商品パッケージに活用する。



周辺道路等の清掃や小学生の誘導等、日課として連携。地域の方々に、利用者のごことを知っていただく。



近隣大学と多角的に連携。学部やサークルのみならず、ボランティア等で広く学生と連携していくことで調整中。

4. 今後の予定

時期	内容
令和6年2月	基本契約
令和6年2月	住民説明会
令和6年3月	設計・施工一括契約(工事・設計にかかる事務手続き)
令和6年4月	解体工事説明会
令和6年4月～	解体工事着工・基本設計着手
令和6年8月	住民説明会
令和6年10月～11月	設計説明会(早期周知制度)
令和6年11月	基本設計確定・実施設計着手
令和6年12月～翌1月	設計説明会(中高層条例)
令和7年6月	実施設計確定
令和7年7月～	新規施設建設工事着工
令和8年12月	竣工
令和9年1月～	開業準備など
令和9年3月	供用開始、維持管理・運営業務の開始

官学連携した認知症にやさしい地域づくりの実践

(共立女子短期大学「サービス・ラーニング」における「はあとカフェ」開催について)

1 事業の目的と概要

令和6年度に「千代田区認知症サポート企業・大学認証制度」の認証大学である共立女子短期大学が「サービス・ラーニング」を開講する。本科目の中で、区と連携し、認知症支援事業のひとつである「はあとカフェ」(認知症カフェ)を履修生の新たな視点で企画・運営することで、地域の高齢者に交流の場を提供すると共に、「共立リーダーシップ」を身につけた学生を育成する。

2 実施期間

令和6年9月下旬～令和7年1月下旬 全14回

令和6年12月7日(土)に「はあとカフェ」(クリスマスイベント)を開催

3 主な連携事項

- ・授業内での区在宅支援課による事業説明や認知症サポーター養成講座の開催
- ・「はあとカフェ」(認知症カフェ)4か所の見学
- ・高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」の施設見学
- ・クリスマスイベント開催の広報、イベント開催当日の専門職による補助
- ・グループ発表に対する講評

4 今後の取組み

共立女子大学・共立女子短期大学等の認知症サポート認証企業・大学をはじめ、官民・官学連携した認知症施策を実施することで、地域全体で認知症の方や家族を支える地域づくりを進める。

認知症サポート企業・大学認証制度

- (1) 目的 認知症の方々の支援を実践している事業所や大学を認証し、地域で認知症の方を支えていく機運を醸成する。
- (2) 要件
 - ① 区内に本社若しくは事業所がある企業又は区内大学
 - ② 企業においては、認知症サポーター養成講座を受講した者が区内の事業所に勤務していること。大学においては、認知症サポーター養成講座を受講した者が学内に勤務又は通学していること。
 - ③ 認知症の人を支える具体的な取組みを実施していること
 - ④ 登録団体の責務として、日常の業務の中でゆるやかな見守りを実施し、異変を察知した場合は、すみやかに区に連絡するよう努めること
- (3) 内容
 - ① 認証された事業所・大学に認証状及び認証ステッカーを交付
 - ② 区HP、広報で取組みをPR。
 - ③ 区の認知症支援事業等との連携・協働
- (4) 開始時期 令和4年度
- (5) 認証企業・大学 令和6年9月現在 8企業2大学

認知症サポート認証企業・大学一覧

	認証企業・大学	主な取り組み内容
1	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	デニーズ店舗に於ける認知症本人ミーティング「実桜の会」開催支援
2	カフェのん散歩	認知症本人ミーティング「実桜の会」開催支援
3	Nail Sarasa (福祉ネイルサラサ)	<ul style="list-style-type: none"> ・神田はあとカフェ（認知症カフェ）の運営補助 ・ケアハウス紺屋町、こもれび千桜での訪問ネイルサービス等
4	共立女子大学・ 共立女子短期大学	<ul style="list-style-type: none"> ・大学構内図書館における千代田区認知症ガイドブック（認知症ケアパス）・別冊「いまのわたしで生きていく」の配置および認知症関連書籍コーナーの設置による認知症普及啓発の実施 ・認知症に関する公開講座および正課外講座を実施 ・学生向けに認知症の理解促進を深める科目を設定等
5	日本調剤薬局	・いきいきはあとサロンや神田はあとカフェでのイベント開催（血管年齢、骨健康度の測定、骨粗しょう症予防セミナー）等
6	株式会社アイセイ薬局	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター全社員取得推奨 ・いきいきはあとカフェや神田はあとカフェでの健康チェック実施（野菜摂取量、血管年齢、骨密度）等
7	日本カメラ博物館	・「出張！はあとカフェ」を共同企画。当日のカメラの貸出や参加者への操作方法の説明等を実施
8	東京歯科大学・ 東京歯科短期大学	・「世界アルツハイマー月間」期間中に、「ちよだはあとボックス」の協力大学として、大学構内図書館における千代田区認知症ガイドブック（認知症ケアパス）・別冊「いまのわたしで生きていく」の配置および認知症関連書籍コーナーの設置による認知症普及啓発の実施
9	ベストリハ訪問看護ステーション(四谷支店)	・多世代交流楽楽ひろばにおける、認知症予防や介護予防に資する体操教室の実施
10	株式会社Lifeblood (Lifeblood鍼灸マッサージ院)	・高齢者の介護予防、認知症改善・予防に向けた健康体操教室を週1回程度実施

国の出産・子育て応援交付金の法制度化について

1 令和6年度出産・子育て応援交付金の概要

妊娠からの切れ目のない支援を実施するため、出産・子育て応援交付金として、妊婦面談、乳幼児家庭訪問などの伴走型相談支援と併せて、合計10万円（妊娠時5万、出産後5万）の経済的支援（ギフトカード支給）を実施している。

2 法制度化による主な変更点

子ども・子育て支援法の改正（令和6年6月）により、出産・子育て応援交付金が妊婦支援給付金として法制度化された。このことにより主に以下の点に変更となる。

	現状（令和6年度）	改正後（令和7年度から）
対象者	妊婦及び児童の養育者	妊婦
支払い方法	ギフトカード	現金
金額	10万円	10万円

3 法制度化後の支給までの流れ（想定）

- （1）対象者（妊婦）の申請に基づき給付認定
- （2）給付金支払（1回目）：妊娠時5万円を給付
- （3）対象者（妊婦）は出産後に届出
- （4）給付金支払（2回目）：出産後5万円を給付

※現制度と二重払いにならないよう経過措置あり。

※手続き等詳細は今後内閣府令で定める。

4 施行期日

令和7年4月1日

5 東京都出産・子育て応援事業について

現在、東京都が出産後に上乗せで支給している5万円分のギフトカードについては、東京都において次年度の実施方法等を検討中。